

平成 2 1 年度

中国主要サービス産業に対する 投資関連規制等に関する調査

2010 年 3 月改訂版

独立行政法人日本貿易振興機構

はじめに

2009年の中国のGDP実質成長率は8.7%に達し、金融危機の影響からいち早く脱してV字の景気回復を果たした。中国では経済の目覚ましい発展に伴い、国民全体の所得レベルも年々向上している。こうした中、中国は第11次5ヵ年計画（2006～2010年）において経済構造を量から質へ転換させることを目指している。そのひとつの指標として、サービス産業のGDP比率を2005年実績40.3%から2010年には43.3%に引き上げる数値目標を掲げている。

外国企業も中国を「世界の工場」としてだけでなく、「世界の消費市場」と捉え、新たなビジネス展開を本格化させている。特に2001年のWTO加盟以降、市場開放が進んでいるサービス分野ではIT関連ビジネスの普及も相まって新規参入を目指す動きが年々活発になっている。2008年の対内直接投資実績をみても、北京市では第3次産業の比率が7割を超えるなど、サービス分野への投資が大都市を中心に投資の一大トレンドとなっている。

本レポートはこうした最近の趨勢を踏まえ、対中進出を検討している日本企業からの情報ニーズが高い7業種・業態を新たに加えた主要サービス29業種・業態について、中国での投資関連規制、進出の諸手続きについて調査し、Q&A形式にわかりやすくまとめたものである。レポート作成にあたっては2010年3月までの最新情報を最大限盛り込んだ。しかしながら、中国では投資関連諸規定・手続きの変更がしばしば行われるほか、各地域の事情によって一部手続き等運用が異なる場合もみられる。対中進出の検討にあたっては進出先の諸手続きを改めて確認することをご留意願いたい。

本レポートがサービス分野で対中進出を検討される皆様の参考となれば幸いである。

2010年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
貿易投資相談センター

目 次

1.	対外貿易企業	3
2.	商業企業	6
3.	飲食業	11
4.	工業廃棄物処理業	16
5.	美容・理髪業	21
6.	旅行業	27
7.	人材紹介業	31
8.	国際貨物代理業	37
9.	道路貨物運送業	41
10.	航空貨物運送業	45
11.	印刷業	51
12.	図書、録音録画製品等流通販売	55
13.	インターネット通信販売	59
14.	インターネット関連企業	63
15.	携帯電話付加価値サービス	67
16.	電気通信企業	71
17.	ソフトウェア開発および関連サービス企業	76
18.	教育業	80
19.	レジャー産業	85
20.	社会福祉業	91
21.	フランチャイズ	95
22.	タバコおよび酒類の販売	99
23.	中古車販売業	104
24.	自動車整備業	108
25.	レンタカー業	112
26.	不動産仲介業	115
27.	内装工事業	118
28.	ゲームセンター	124
29.	スポーツジム	129

1. 対外貿易企業

Q：中国に外国貿易会社を設立したいと思っています。投資に関する規制はありますか。

A：商務部は2004年6月に『外商投資商業領域管理弁法』を公布し、対外貿易企業を輸出入経営権のある卸売型商業企業に分類しました。その為、対外貿易企業の設立は、『弁法』の規定に従って審査手続きを行わなければなりません。

2007年の『外商投資産業指導目録』によると、一般商品を取り扱う対外貿易企業は許可類になります。また、薬品、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料、精製石油、穀物、植物油、砂糖、綿花、音響・映像製品などの特殊商品を取り扱う対外貿易企業は制限類になります。

対外貿易企業の設立には、資本金と出資比率に関して以下の点に注意してください。

1. 資本金。法律の規定によれば、二人およびそれ以上の投資者がいる場合、資本金は最低3万元以上あることが必要であり、投資者が一人である場合は、資本金は最低10万元以上とされています。但し、実際上は、審査機関は資本金が経営規模に見合ったものであることを要求しますから、資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可が得られないことがあります。
2. 出資比率。一般商品を取り扱う対外貿易企業に対しては、法律には出資比率に関する制限はありません。外国からの投資者は、独資、合弁、共同経営のいずれかを選択して企業を設立することができます。現在、薬品、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料、精製石油、穀物、植物油、砂糖、綿花等の特殊商品経営を営む対外貿易企業に対しては、法律上、一定の出資比率に関する制限が設けられています（同一の外国からの投資者が中国国内で計30以上の店舗を開設し、且つ商品が異なるブランドに属し、異なる供給元から仕入れる場合は、外国投資者の出資比率は49%を超えてはならないことになっています）。但し、投資者が『大陸と香港との一段と緊密な経済貿易関係に関する取決め』並びに『大陸とマカオとの一段と緊密な経済貿易関係に関する取決め』において定められている香港、マカオのサービス提供者の場合は、独資による経営が認められています。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：工商名称仮登記手続き後、対外貿易企業の投資者は、所在地の商務主管部門で直接審査手続きを行うこととなります。商務主管部門の審査を経て認可を得た後、投資者は現地法人の工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）、外国貿易経営者届出（現地の商務主管部門）、税関登記（現地の税関）等の登記手続きを行っていくこととなります。

通常、商務主管部門の審査期間は15～20業務日で、後続の手続きには2～3か月の期間が必要となります。

Q：他に何か注意すべきことがありますか。

A：

1. 通常、審査機関は対外貿易企業が取り扱う商品の種類に対し、一定の制限を加えています。例えば、上海市審査機関の採る原則は、一般対外貿易企業の取り扱う商品は5大分類を超えてはならないというものです。投資者が商社の場合は、10大分類まで拡大されます。
2. 外資対外貿易企業の経営期間は一般に30年を越えることができません。中国の中西部地区に外資商業企業を設立する場合、経営期間は40年を越えることができません。
3. 対外貿易企業は国の関連規定に従い、認可された取扱商品の範囲内で貨物、技術の輸出入および関連サービスの自営または代理を行い、自社で輸入した商品の国内卸売業務に従事しなければなりません。国が割当額、許可証による管理を行なう輸出入商品については、国の関連規定に従い、国務院の主管部門から割当額、許可証を取得しなければなりません。

政府の関連窓口

商務部外資司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務貿易処

電話 : +86-10-65197852 ; +86-10-65197875

住所 : 北京東長安街 2 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目錄』 :
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『外商投資商業領域管理弁法』 :
http://www.fjaic.gov.cn/zcfg/xzgzzjzjgfwj/200909/t20090902_1802.htm
3. 『外商投資商業領域管理弁法』 補充規定 :
<http://www.chinagrains.gov.cn/n16/n1077/n313349/2228866.html>
4. 『外商投資商業領域管理弁法』 補充規定二 :
<http://www.zjj.gov.cn/website/zsyz/101/2010011531549.shtml>
5. 『外商投資商業領域管理弁法』 補充規定三 :
<http://xiangxi.hninvest.gov.cn/zcfg/45151.htm>
6. 『外商投資商業領域管理弁法』 補充規定四 :
http://www.gov.cn/gzdt/2009-03/03/content_1249455.htm
7. 『商務部による外商投資商業企業審査を地方部門に委託することに関する通知』 :
http://www.gov.cn/gzdt/2005-12/16/content_129252.htm
8. 『商務部による外商投資商業企業への審査許可の権限委譲事項に関する通知』 :
<http://www.nmgswt.gov.cn/zxgg/ShowArticle.asp?ArticleID=3468>
9. 『対外貿易経営者届出登記弁法』 :
<http://www.zpasc.gov.cn/newsInfo.aspx?pkId=2010>
10. 『商務部による対外貿易経営者登録登記業務の更なる権限委譲関連問題についての通知』 :
<http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/zcfg/zh/zmgz/P020090218340102182650.pdf>

2. 商業企業

Q：中国で服飾品卸売関連の会社を設立したいと考えていますが、投資に関しどのような規制がありますか。

A：中国では、卸売業は商業分野に該当するため、商務部が2004年6月に公布した『外商投資商業分野管理弁法』の規定に従い審査手続きを行う必要があります。同弁法によれば、商業分野には主として、卸売、小売、コミッション代理、特別許可経営の4種の業務が含まれますが、現在、外資企業が多く従事しているのは、卸売、小売、コミッション代理の3業務です。これらは『商業特別許可経営管理弁法』に従い、審査手続きを経なければなりません。

2007年版の『外商投資産業指導目録』では、卸売と小売を次のように定義しています。

1. 促進類第6類：一般商品の配送、現代物流。
2. 制限類第6類：
 - ▶ 直売、通信販売、ネット販売、フランチャイズ、委託経営、ビジネス管理等の商業会社。
 - ▶ 食糧、綿花、植物油、砂糖、薬、煙草、自動車、石油、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料の卸売、小売、配送（30超の店舗を擁し、異なるブランド、異なる供給元からの商品を販売するチェーン店を設立する場合、中国側が支配権を持つ）。
 - ▶ 録音録画製品（映画を除く）の販売（合作、中国側が支配権を持つものに限る）。
 - ▶ 商品の競売。
 - ▶ ガソリン(完成品)及びガソリンスタンド(同一の外国出資者が30超の店舗を擁し、異なるブランド、異なる供給元からのガソリン(完成品)を販売するチェーン店を設立する場合、中国側が支配権を持つ)の建設、経営。

商業企業の設立には、資本金と出資比率に関して以下の点に注意してください。

1. 資本金。法律の規定によれば、二人およびそれ以上の投資者がいる場合、資本金は最低3万元以上あることが必要であり、投資者が一人である場合は、資本金は最低

10 万元以上とされています。但し、実際上は、審査機関は資本金が経営規模に見合ったものであることを要求しますから、資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可が得られないことがあります。

2. 出資比率。服装卸売企業に対しては、法律には出資比率に関する制限はありません。外国からの投資者は、独資、合弁、共同経営のいずれかを選択して企業を設立することができます。現在、薬品、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料、精製石油、穀物、植物油、砂糖、綿花等の商品経営を営む商業企業に対しては、法律上、一定の出資比率に関する制限が設けられています（同一の外国からの投資者が中国国内で計 30 以上の店舗を開設し、且つ商品が異なるブランドに属し、異なる供給元から仕入れる場合は、外国投資者の出資比率は 49%を超えてはならないことになっています）。但し、投資者が『大陸と香港との一段と緊密な経済貿易関係に関する取決め』並びに『大陸とマカオとの一段と緊密な経済貿易関係に関する取決め』において定められている香港、マカオのサービス提供者の場合は、独資による経営が認められています。

Q：審査手続きは具体的にはどのようなものですか。

A：卸売業に従事するとすれば、投資者は直接担当部門で審査手続きを行うこととなります。小売業に従事しようとするならば、投資者は店舗所在地の政府主管部門に申請し、都市発展及び都市商業発展要求に適合することを証明する文書を発行してもらい、これを商務主管部門に提出して審査手続きをする必要があります。現在、上海では店舗の都市発展及び都市商業発展要求への適合性に対する審査は、後続の商務主管部門の審査に組み入れられ、政府主管部門の内部手続きの一部となっています。これにより、審査手続きは簡素化され、審査期間の短縮化が実現しました。なお、このような動きは、現時点では全国的には広まっていません（特に一部の商業が発達していない地域では実行されていません）。

商務主管部門の審査を経て認可を得た後、投資者は現地法人の工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）、外国貿易経営者届出（現地の商務

主管部門)、税関登記（現地の税関）等の登記手続きを行っていくこととなります。

通常、商務主管部門の審査期間は 15～20 業務日で、後続の手続きには 2～3 か月の期間が必要となります。

経営モデル、取扱商品の種類および審査事項によって、審査機関の等級も異なります。通常は以下のようになっています。

部門	審査権限
商務部	<ul style="list-style-type: none"> ➤ テレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機等による無店舗販売を営む企業の新規設立。 ➤ 録音録画製品の卸売、書籍、新聞、定期刊行物の販売を営む企業の新規設立。
省級商務主管部門	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上述の商務部が審査権限を持つものを除いたその他外国の投資者による商業企業の新規設立。 ➤ 外国の投資者により既に設立された商業企業の変更手続き。

Q：設立された商業企業は輸出入業に携わることができますか。

A：外国投資者は、卸売業または小売業の申請をすると同時に商品の輸出入業を申請することができます。企業設立時に、審査機関へ輸出入商品目録を提出し、商品の HS コード番号を表記します。認可を得た後、対外貿易経営者の届出手続きを行う必要があります。

Q：その他なにか注意すべきことはありますか。

A：以下の 4 点に注意してください。

1. 企業設立申請前に、工商管理機関で名称仮登記手続きを行う必要があります。
2. 通常、審査機関は企業が取り扱う商品の種類に対し、一定の制限を加えています。
例えば、上海市審査機関の採る原則は、一般商業企業を取り扱う商品は 5 大分類（例：服飾品類、食品類、家電製品類等）を超えてはならないというものです。投資者が商社の場合は、10 大分類まで拡大されます。
3. 外資商業企業の経営機関は一般に 30 年を越えることができません。中国の中西部地

区に外資商業企業を設立する場合、経営期間は 40 年を越えることができません。

- 『外商投資産業指導目録』には明確に定められていませんが、『煙草専売許可証管理弁法』によれば、外資商業企業は、煙草専売製品の卸売又は小売を営んではならず、特許、フランチャイズ加盟の受け入れその他の再投資などの、変則的な煙草専売製品の経営を営んではなりません。

政府の関連窓口

商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務貿易処

電話：+86-10-65197852+86-10-65197875

住所：北京東長安街 2 号

参考法規

- 『外商投資産業指導目録』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
- 『外商投資商業領域管理弁法』：
http://www.fjaic.gov.cn/zcfg/xzgzjzjgfwj/200909/t20090902_1802.htm
- 『外商投資商業領域管理弁法』 補充規定：
<http://www.chinagrains.gov.cn/n16/n1077/n313349/2228866.html>
- 『外商投資商業領域管理弁法』 補充規定二：
<http://www.zjj.gov.cn/website/zsyj/101/2010011531549.shtml>
- 『外商投資商業領域管理弁法』 補充規定三：
<http://xiangxi.hninvest.gov.cn/zcfg/45151.htm>
- 『外商投資商業領域管理弁法』 補充規定四：
http://www.gov.cn/gzdt/2009-03/03/content_1249455.htm
- 『商務部による外商投資商業企業審査を地方部門に委託することに関する通知』：
http://www.gov.cn/gzdt/2005-12/16/content_129252.htm
- 『商務部による外商投資商業企業への審査許可の権限委譲事項に関する通知』：
<http://www.nmgswt.gov.cn/zxgg/ShowArticle.asp?ArticleID=3468>
- 『対外貿易経営者届出登記弁法』：
<http://www.zpasc.gov.cn/newsInfo.aspx?pkId=2010>

10. 『商務部による対外貿易経営者登録登記業務の更なる権限委譲関連問題についての通知』:

<http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/zcfg/zh/zmgz/P020090218340102182650.pdf>

3. 飲食業

Q：中国に寿司屋を設立したいと思っておりますが、投資に関して何か規制はありますか。

A：2007年版の『外商投資産業指導目録』によると、飲食業は許容類に該当するため、外国投資者が中国国内において飲食業を営むことには問題ありません。

注)『外商投資産業指導目録』は、一部の産業の投資に関して奨励類、制限類、禁止類を定めており、その他の産業は許容類に当たります。この目録では、飲食業に対しては規定を設けていないため、飲食業は許容類に属します。

外国投資者が飲食業に投資するにあたって、出資者の資格、出資比率、資本金に対する制限はありません。

1. 外国出資者が外国の企業、その他経済組織または個人である場合、出資者に飲食業の経験を求めています。
2. 外国出資者は、独資、合弁、合作の形で飲食企業を設立することができ、その出資比率に関し制限はありません。ただし、外資比率が25%を下回った場合には外資企業として扱われなくなります。
3. 出資者が2名以上いる場合、最低資本金は3万元であり、出資者が1名の場合、最低資本金は10万元です。もっとも、資本金が経営規模に相応しくないと審査機関が判断した場合、認可されないことがよくあります。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

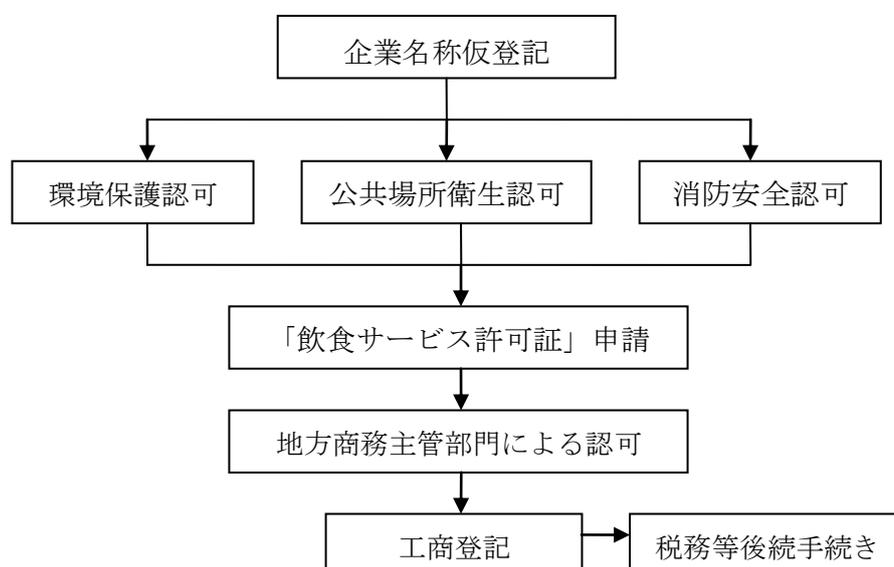
A：2009年6月1日から新しい『食品安全法』が正式に実施されました。同法では、飲食企業の許可証の審査管理に関する制度が一部調整されました。同法の実施前は、飲食企業の設立は商務主管部門への設立審査手続きに先立って、「食品衛生許可証」を取得しておかなければなりませんでした。同法の実施後、「食品衛生許可証」は正式に取消となり、それに代わって「飲食サービス許可証（餐飲服務許可証）」の取得が必要になりました。なお、許可証の申請手続き、方法及び条件は、「食品衛生許可証」と相似していま

す。

厳密に言うと、企業はまず先に「飲食サービス許可証」を取得し、その後に商務主管部門に設立審査を申請しなければなりません。しかし實際上、一部の地域の商務主管部門では、設立審査を先に申請し、その後に「飲食サービス許可証」を申請することも認めています。

飲食業の特殊性から、上述の「飲食サービス許可証」の審査申請のほかに、企業は商務主管部門への設立審査に先立って、環境保護認可、公共場所衛生認可及び消防安全認可も受けなければなりません。

通常、飲食企業設立の審査手順は以下のとおりです。



「飲食サービス許可証」は企業所在地の食品薬品監督管理局、環境保護認可は企業所在地の環境保護局、公共場所衛生認可は企業所在地の衛生局、消防安全認可は企業所在地の消防局に対し申請します。

以上に関連する申請は手続きが複雑で、所要時間も長く、一般的には約3~4か月かかります。また、そのような手続きにあたって、関連政府部門は提出された書類の内容について審査するだけでなく、事情によっては現場に赴き実地審査を行い、企業に対し一部の施設・設備（排水、空調、厨房など）の改善を求めることがあります。その場合、手続きの所要時間は更に長くなってしまいます。

通常上記手続きを行うにあたって、主に以下の書類を提出する必要があります。

1. 申請書（その場での記入可）。
2. 名称仮登記通知書。
3. 法定代表者の任命書およびパスポートのコピー。
4. 飲食場所財産権証書のコピー。
5. 飲食場所賃貸契約書のコピー。
6. 飲食場所の平面図。
7. 飲食場所の排水図。
8. 従業員の健康証。
9. 会社定款。
10. 政府主管部門が提出を求めるその他文書。

関連政府部門が現場で実地調査を行うとき、主に着目する点は以下のとおりです。

1. 衛生及び消防安全管理の制度・組織ならびに専門の研修を受けた専任・兼任の食品衛生管理者を有していること。
2. 衛生条件、消防安全の要求に合った加工場所、洗浄・消毒等の衛生施設、設備を有していること。
3. 食品仕入れ、貯蔵、加工製造過程で汚染を防止する条件を備え、措置を講じていること。
4. 従業員が勤務前に研修、健康検査を受けていること。

各地方の現地商務主管部門が、一定の権限に基づき飲食企業の設立に対する審査を執り行います。上海を例に挙げれば、投資総額 1 億米ドル以下の外国投資による飲食企業の設立と変更については区・県の商務委員会が、投資総額 1 億米ドル以上（1 億米ドルを含む）の外国投資による飲食企業の設立と変更については上海市商務委員会がそれぞれ管轄します。通常、上海の審査期間は 10 業務日を要します。

投資者が提出しなければならない書類は主に以下のとおりです。

1. 設立申請書。
2. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
3. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみに

なります)。

4. 外国側投資者の銀行信用証明。
5. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りま
す）。
7. 企業名称仮登記通知書。
8. 飲食場所の不動産権利証書のコピー。
9. 飲食場所の賃貸契約書のコピー。
10. 政府主管部門が提出を求めるその他文書。

Q：他にになにか注意すべきことがありますか。

A：以下の点に注意する必要があります。

1. 飲食企業が飲食業を経営すると同時に酒類を小売販売する場合には、酒類専売許可
証を取得しなければなりません。
2. 外資飲食企業は飲食業を経営すると同時にタバコを販売してはなりません。
3. 中国の法律では、飲食企業の厨房及び営業区域の面積割合について条件を設けてい
ます。総面積が 30 平方メートル以上の場合、厨房の面積は営業面積の 1/3 に達して
いる必要があります。中央厨房を設ける企業や集中配送を行う企業については、厨
房は営業面積に相応しいものでなければなりません。総面積が 30 平方メートル以下
の軽食店、ファストフード店、飲料店などは、フランチャイズ式経営を行い、統一
して配送しなければなりません。8000 平方メートル以上の飲食企業は、現地の同業
者で組織する協会などの意見を仰ぐ必要があります。
4. 上海では 2010 年 3 月 1 日から、使用面積が 150 平方メートル以上、または座席数
が 75 以上の飲食場所は、喫煙区を設けることができます。喫煙区以外の区域または
喫煙区を設けていない飲食店内では、全面的に禁煙としなければなりません。

政府の関連窓口

商務部外資司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務貿易處

電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875

住所：北京東長安街 2 號

參考法規

1. 『外商投資產業指導目錄』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『中華人民共和國食品安全法』：
http://www.gov.cn/flfg/2009-02/28/content_1246367.htm
3. 『中華人民共和國消防法』：
http://www.npc.gov.cn/huiyi/cwh/1105/2008-10/28/content_1455797.htm
4. 『上海市公共場所喫煙抑制條例』：
http://www.wmsh.gov.cn/xinwen/200912/t20091220_79392.htm

4. 工業廃棄物処理業

Q：中国で工業廃棄物処理の業務に従事したいと考えています。どのような規制がありますか。

A：2007年に改正された『外商投資産業指導目録』によると、工業廃棄物(ごみ)処理に関しては以下の項目があります。

1. 奨励類第三類第十四款第20項：中国では新型乾式セメントのかまどを利用した工業廃棄物および生活ごみの無害化処理。
2. 奨励類第三類第二十款第7項：ごみ発電プラントまたは主要設備の製造（合弁、共同経営（合作）に限る）。
3. 奨励類第三類第二十二款第15項：ごみ埋立場浸透防止土工膜、危険廃棄物処理装置、ごみ埋立場メタンガス発電装置の製造。
4. 奨励類第九類第四款：汚水、ごみ処理場、危険廃棄物処理場（焼却場、埋立場）および環境汚染管理施設の建設、経営。

現時点では、外資の工業廃棄物（ごみ）処理に関する個別の規定はありません。当所が収集した情報によれば、工業廃棄物（ごみ）処理への外資参入について、投資方法、出資比率、資本金等に関する具体的な制限はありません。例えば、瀋陽大辛生活ごみメタンガス発電廠の投資額は1.2億人民元で、KISS USAグループが全てを出資しています。また、上海老港生活ごみ衛生理立場の投資総額は9億人民元に上り、フランスのONYX（フランス Veolia Environmental グループ）および香港中信泰富、上海城投の3者が出資しています。

Q：具体的な審査手続きはどのように行うのですか。

A：

外資が工業廃棄物（ごみ）処理業に従事するには、土地の審査、環境影響評価、発展と改革部門による事業計画審査、商務主管部門の審査等を経て諸認可を得る手続きを踏まなければなりません。

土地の審査

工業廃棄物（ごみ）処理企業の設立には、先ず土地を確保しなければならず、所在地の国土資源管理部門によりこれに関する事業用地事前審査意見書が交付されます。現在、土地払下げの多くは入札、競売、「掛牌」方式が採用されています。

1. 入札方式による払下げとは、土地行政主管部門が入札公告を公布した後、特定または不特定の公民、法人およびその他組織に対し国有地使用权への入札参加を呼びかけ、入札結果に基づき土地使用者を確定する方式をいいます。
2. 競売方式による払下げとは、土地行政主管部門が競売公告を公布した後、競売人が指定された期日、場所において公開で払下価格を競り合い、その結果に基づき土地使用者を確定する方式をいいます。
3. 掛牌方式による払下げとは、土地行政主管部門が掛牌公告を公布した後、公告に定められた期間中、払下げ予定区画の払下条件が指定土地取引所で公開掲示されます。そして、競売人の入札とともに掲示価格が更新されていき、期間満了時の価格に基づき土地使用者を確定する方式をいいます。

次に、工業廃棄物（ごみ）処理企業は何らかの程度汚染を引き起こす可能性があるため、現地の都市計画に適合していなければならず、それについて計画部門が計画用地選定に関する意見書を交付します。

環境影響評価

『建設項目環境保護管理条例』によれば、国は建設事業の環境影響評価制度を実施しています。

1. 建設事業が環境に対し重大な影響を及ぼす可能性がある場合、環境影響報告書を作成し、建設事業が引き起こす汚染および環境への影響について全面的で詳細な評価を行わなければなりません。
2. 建設事業が環境に対し軽度の影響を及ぼす可能性がある場合、環境影響報告表を作成し、建設事業が引き起こす汚染および環境への影響について分析又は個別の評価を行わなければなりません。

3. 建設事業の環境への影響が小さく、環境影響評価を行う必要がない場合、環境影響登記表に記載されます。

建設業者は建設事業の FS 段階で建設事業の環境影響報告書、環境影響報告表又は環境影響登記表を届出なければならず、環境保護行政主管部門は環境影響報告書の受理後 60 日以内、環境影響報告表の受理後 30 日以内、環境影響登記表の受理後 15 日以内に、それぞれ審査の上、認可、不認可の決定を下し、建設業者に書面で通知します。

事業計画の審査

『外商投資項目核準暫行管理弁法』によれば、総投資額が 5 億米ドルおよびそれ以上の奨励類事業については国家发展改革委員会が事業申請報告書を審査した後、国务院に送られ審査を受けます。総投資額が 1 億米ドルおよびそれ以上の奨励類事業については国家发展改革委員会が審査します。総投資額が 1 億米ドル未満の奨励類事業については現地の发展改革部門が審査します。

事業計画審査の手続きは以下のとおりです。

1. 事業申請者は事業所在地の省級の发展改革部門に対し事業申請報告書を提出します。国家发展改革委員会の審査に該当するものは、省級発展及び改革部門の審査を経て国家发展改革委員会へ送られます。
2. 国家发展改革委員会は、事業申請報告書を審査するに当たり、国务院行業主管部門へ意見を求める必要があるものについては、国务院行業主管部門に対し諮問書を提出します。国务院行業主管部門は諮問書受理後 7 営業日以内に、国家发展改革委員会へ書面意見を提出します。
3. 国家发展改革委員会は事業申請報告書の受理後 5 営業日以内に、評価論証を行う必要のある重点問題について資格を有する諮問機関に依頼して評価論証を行います。
4. 国家发展改革委員会は事業申請報告書の受理後 20 就業日以内に、事業申請報告書に対する審査を終了します。
5. 国家发展改革委員会は、審査を通過した事業については事業申請者に対し書面にて許可文書を交付します。審査を通過しなかった事業については書面での決定を申請者に通知することになります。

事業計画審査には以下の資料の提出が必要となります。

1. 事業申請報告書。
2. 投資者の銀行信用証明、登記簿謄本、法定代表者証明（コピー）。
3. 省級又は国家環境保護行政主管部門が交付した環境影響評価意見書。
4. 省級計画部門が交付した計画用地選定意見書。
5. 省級又は国家国土資源管理部門が交付した事業用地事前審査意見書。
6. 審査機関が提供を求めるその他文書。

注)

事業審査部門から受領する許可文書の有効期間は 2 年です。有効期間が満了する 30 日前に、申請者は 1 年間の延期を申請することができます。

商務部門の審査

審査手続きは以下のとおりです。

1. 合弁、合作企業の場合、投資者は現地の商務主管部門へ契約書、定款等の資料を提出します(独資企業の場合は契約書不要)。商務部の審査に該当するものは、現地の商務主管部門が第一次審査を行い同意した後、商務部へ送られ審査を受けます。商務部は 30 営業日以内に認可、不認可を決定します。認可されたものについては、『外商投資企業許可証書』を交付します。
2. 認可取得後、工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた印鑑製作業者）、外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）、税関登記（現地の税関）等の登記手続きを行います。これらの手続きには通常 3 ヶ月の期間を必要とします。

投資者が提出しなければならない書類は以下のとおりです。

1. 申請書。
2. 発展及び改革部門の発行する認可文書。
3. 投資者が作成した F/S 報告書。
4. 投資者の銀行信用証明、登記簿謄本、法定代表者証明（コピー）。

5. 投資者の法定代表者が署名した契約書、定款（独資企業は定款のみ）。
6. 設立予定企業の董事名簿および董事任命書。
7. 設立予定企業の名称仮登記通知書。
8. 設立予定企業の登記地および経営場所の使用証明。
9. 審査機関が提出を求めるその他文書。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
住所：北京東長安街 2 号
2. 環境保護部：<http://www.zhb.gov.cn/>
窓口：環境影響評価管理司
電話：+86-10-66556405
住所：中国北京市西城区西直門南小街 115 号
3. 国家發展改革委員会：<http://www.sdpc.gov.cn/>
窓口：外資司
電話：+86-10-68502000
住所：中国北京市西城区月壇南街 38 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『建設項目環境保護管理条例』：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/199811/19981100126272.shtml>
3. 『国外投資項目許可暫行管理弁法』：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/200410/20041000146717.shtml>
4. 『中華人民共和國土地管理法』の修正に関する決定：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/200408/20040800124836.shtml>
5. 『外商投資方向指導規定』：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/200202/20020200125917.shtml>

5. 美容・理髪業

Q: 中国で美容・理髪業に投資したいと考えていますが、どのような規制がありますか。

A: 「美容理髪業管理暫定方法」と「医療美容サービス管理方法」の関連規定によると、美容(医療美容は含まない)、医療美容、理髪につき、以下のように定義されています。

1. 美容とは、手技や器械設備を用い、化粧品や美容、皮膚ケアなどの製品を使用して、消費者のために人体表面に外傷を伴わない、非浸透性の皮膚洗浄、皮膚ケア、化粧などのサービスを行うことをいいます。
2. 医療美容とは、手術、薬物、医療器械その他の外傷性もしくは浸透性の医学技術方法を用いて人の容貌及び人体の各部位の形状を修復、再生することをいいます。
3. 理髪とは、手技や器械設備を用い、シャンプー、トリートメント、カラーリング、パーマなどの製品を使用して消費者のために髪型のデザイン、カットとスタイリング、髪質の手入れなどのサービスを行うことをいいます。

2007年度版の『外商投資産業指導目録』によると、美容(医療美容を含まない)、理髪業は外国企業の投資が認められている許容類項目に該当します。外国企業の投資による美容理髪業は、投資形式、出資比率、資本金などの面で特別な制限や条件はありません。

1. 外国投資者は独資、合弁、共同経営(合作)などの形式で企業を設立することが認められています。
2. 外国投資者は100%の持分を持つことが認められています。一般的には、外国投資者の出資比率は25%を超えているようです。
3. 二者以上の投資者がいる場合、資本金は最低3万人民元とされています。単独投資者の場合、資本金は最低10万人民元とされています。通常、審査機関は資本金と経営規模の釣り合いが取れていることを求めるため、資本金が少なすぎる場合、往々にして認可が得られないことが多いようです。

2007年度版の『外商投資産業指導目録』によると、外国企業が医療美容に投資することは、医療機関への投資に該当します。外国企業の医療機関への投資は、制限類項目に該当するため、投資形式、出資比率、資本金等の面で特別な制限と条件が定められています。

1. 外国投資者は合弁、共同経営等により医療美容に従事することが認められていますが、独資の医療美容機関を設立することはできません。
2. 通常、外国投資者の出資比率は70%を超えてはならないことになっています。
3. 投資総額は2000万人民元を下回ることはできません。香港、マカオ投資者が大陸で合弁、合作の医療機関を設立する場合、その投資総額は1000万人民元を下回ってはなりません。
4. 経営期間は20年を超えることはできません。

Q：具体的審査手続きはどのようなものですか。

A：外国企業が美容（医療美容を含む）理髪業に投資する場合の手続きは以下のようになっています。

1. 名称事前審査許可手続きを行います。
2. 資格のある第三者に委託して美容美髪施設に対する環境への影響評価報告書を作成し、環境への影響評価の審査を受けます。
3. 所在地の衛生主管部門に申請し、「公共場所衛生許可証」を受領します。
4. 地方商務主管部門に企業設立を申請し、審査通過後「外国投資企業批准証書」が発行されます。審査期間は15～20営業日です。
5. 引き続き工商、外貨、税務、財政などの手続きを行います。

「衛生許可証」の申請には主に下記の資料の提出が必要です。衛生行政部門は受理の日より20日以内に審査決定を行います。

1. 衛生許可証申請書。
2. 法定代表者もしくは責任者の資格証明資料。
3. 公共施設住所位置見取り図、平面図及び衛生設備平面配置図。
4. 経営場所の合法的使用証明書。
5. 衛生管理制度、衛生安全保障措置及び関連資料。
6. 衛生行政部門が提出を要求するその他資料。

投資者が地方商務主管部門に提出する書類には主に下記のものがあります。

1. 申請書。

2. ES 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています。）。
3. 合弁企業または合作企業の場合、各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
4. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
5. 外国側投資者の銀行信用証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りです）。
7. 各投資者の法定代表者の身分証明。
8. 名称仮登記通知書。
9. 経営場所の使用証明書。
10. その他政府主管部門が提出を求める資料。

外国企業が医療美容業に投資する場合の手続きは以下の通りです。

1. 事前審査：まず所在地の市級（区を設置した市）衛生行政管理部門に申請し、同衛生行政管理部門が当地の「医療機関設置計画」に従い審査を行います。申請書類及び同衛生行政管理部門の一次審査意見は省級衛生行政管理部門の審査を経て、衛生部に送付されます。衛生部は申請受理の日より 45 営業日以内に認可、不認可の決定を行います。特殊な状況では、国家漢方医薬管理局の審査の後、更に衛生部の審査を受ける必要があります。
2. 認可を得た投資者は「医療機関設置批准書」を受領した後、地方の商務主管部門に外国企業投資医療機関設立の契約書、定款などの資料を提出します。地方商務主管部門の一次審査を経て、商務部に送付されます。商務部は申請受理の日より 45 営業日以内に認可、不認可の決定を行いません。認可された場合、「外商投資企業許可証書」が発行されます。
3. 投資者は引続き工商、外貨、税務、財政など手続きを行います。
4. 地方衛生行政管理部門に「医療機関営業許可証」の申請を行います。

投資者は市級衛生行政管理部門に主に下記の資料を提出します。

1. 医療機関設置申請書。
2. 事業建議書及び ES 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
3. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
4. 外国側投資者の銀行信用証明。

5. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りです）。

投資者は地方商務主管部門に主に下記の資料を提出します。

1. 申請報告書。
2. 名称仮登記通知書。
3. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
4. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
5. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
6. 外国側投資者の銀行信用証明。
7. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りです）。
8. 経営場所の証明。
9. 衛生部の認可文書。
10. その他審査機関が提出を求める資料。

Q: それ以外に、何か注意すべきことはありますか。

A:

1. 従業員はふさわしい資格を備えていること。美容(医療美容を含まない)理髪業に従事する美容師、理髪師その他専門技術スタッフは、国の関係部門が発給した資格証明を取得しなければなりません。医療美容の実施に責任を持つ主治医は同時に下記の条件を備えていることが必要です。(一)医師就業資格を備えていること(二)関連する臨床業務に従事した業務経歴を持つこと。その内、美容外科の実施に責任を持つ医師は6年以上の美容外科もしくは整形外科など関連専門臨床業務に従事した経歴を持つこと。美容歯科の実施に責任を持つ医師は5年以上美容歯科もしくは口腔科専門臨床業務に従事した経験を持つこと。美容漢方医療及び美容皮膚医療の実施に責任を持つ医師は、それぞれ3年以上の漢方医療専門及び皮膚専門臨床業務に従事した経歴を持つこと。(三)医療美容専門訓練または研修に合格しているか、もしくは医療美容臨床業務に1年以上従事経験があること。
2. 美容理髪経営施設は関連衛生規定や基準に適合しているとともに、相応の衛生消毒設備と衛生対策を有していること。従業員は衛生部門の健康チェックを受け、健康証明を所

持した上で業務に従事することが必要です。

3. 美容理髪サービスに使用され、またはその目的で販売される各種シャンプー、トリートメント、カラーリング、パーマ、皮膚洗浄、皮膚ケア、メイクアップなどの用品及び機器は、国家の製品品質及び安全衛生に関する規定及び基準に適合していなければならず、偽造品や粗悪品を使用販売してはなりません。
4. 美容理髪経営者は経営施設の目立つ場所に営業許可証、衛生許可証、サービス項目及び料金基準などを明示しなければなりません。
5. 中国の一部の地域では、美容美髪業の企業数及び計画全般を抑制しているため、設立前に当地の計画部門の審査を受けなければなりません。
6. 香港、マカオ投資者は広東省に独資の診療所を設立して医療美容業務を取り扱うことができます。診療所の投資総額は制限を受けず、広東省衛生行政管理部門が審査を行います。

政府の関連窓口

1. 商務部外資司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
連絡窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197852、+86-10-65197875
住所：北京市東長安街 2 号
2. 衛生部：<http://www.moh.gov.cn/>
電話：+86-10-68792114
住所：北京市西城区西直門外南路 1 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『美容理髪業管理暫定方法』：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/200411/20041100146741.shtml>
3. 『医療美容サービス管理方法』：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/200201/20020100149329.shtml>
4. 『中外合資、合作医療機関管理暫定方法』：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/200005/20000500147466.shtml>

5. 『中外合資、合作医療機関管理暫定方法』の補充規定：

<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/200712/20071200146664.shtml>

6. 『中外合資、合作医療機関管理暫定方法』の補充規定二：

http://www.gov.cn/flfg/2009-01/14/content_1205285.htm

6. 旅行業

Q: 中国で旅行社を設立したいと考えています。投資に関し、どのような規制がありますか。

A: 外国投資の旅行社に関する法律規定及び政策について、2009年に大きな変化がありました。2009年2月20日、国務院は『旅行社条例』を公布しましたが、その規定によると、2009年5月1日より中国では外国投資による旅行社に対する一連の制限と条件を取消することになりました。このため、外国投資による旅行社設立の難易度と条件は大幅に低減されました。特に、旅行社の設立条件において、外国投資企業及び国内資本企業の差異は非常に小さくなっています。

外国企業が旅行社に投資するためには、下記のような設立条件と制限があります。

1. 設立条件

外国からの投資者は独資、中外合弁、中外共同経営（合作）などの形態で旅行社を設立することができます。旅行社を設立して中国国内の旅行業務及び中国への入国旅行業務を取り扱う場合、以下の条件を満たさなければなりません。

① 固定的な経営場所があること

- 申請者が所有権を持つ、または申請者が借り入れた、借入期間が1年を超える営業用不動産
- 営業用不動産は申請者の業務経営の需要を満たすこと

② 必要な営業設備があること

- 2台以上の直通固定電話
- ファクシミリ、コピー機
- 旅行観光行政管理部門、その他の旅行者とインターネットを通じて情報共有できるコンピューター

③ 登録資本金が30万人民元以上であること

2. 制限

旅行社とは、旅行者の誘致、手配、接待等活動に従事し、旅行者に関連旅行サービス

提供する企業を言います。

外資系旅行社は、以下の旅行業務を取り扱うことができます。

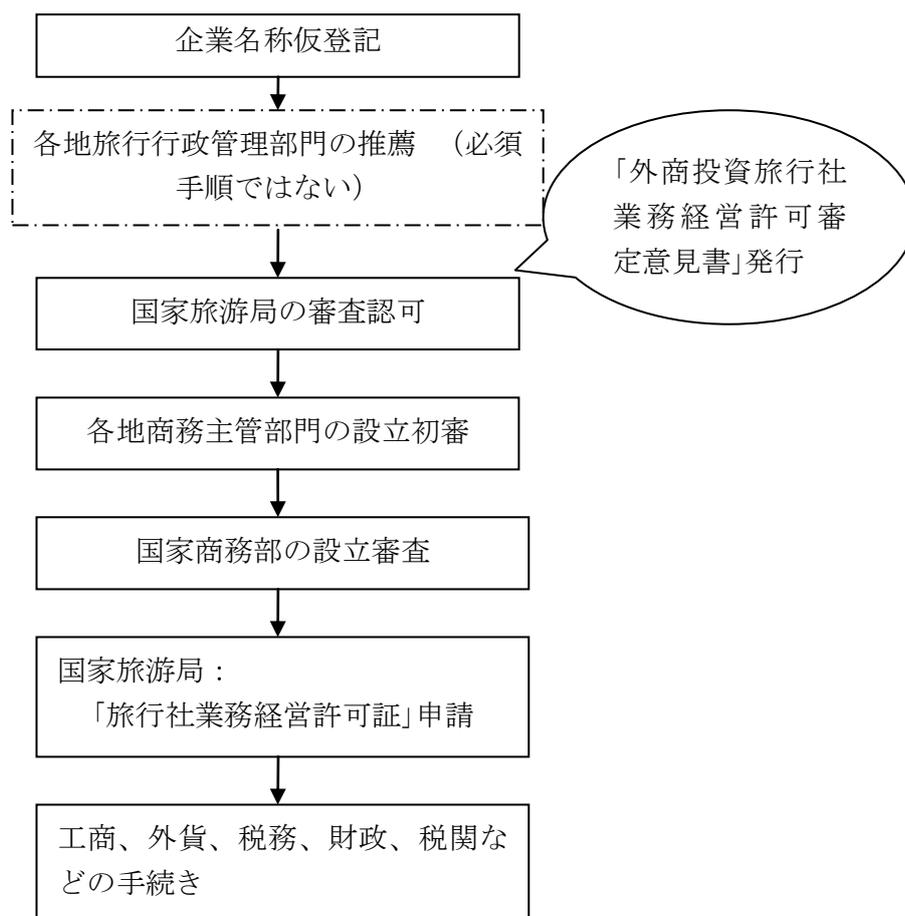
- ① 中国国内の旅行業務
- ② 中国への入国旅行業務

外資系旅行社は現在、以下の旅行業務を取り扱ってはなりません。

- ① 中国大陸住民の出国旅行業務
- ② 中国大陸住民の香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の旅行業務

Q： 具体的な審査批准手続きはどのようなものですか。

A： 外資系旅行社に投資するには、旅行行政管理部門の事前審査を受けることが必要です。通常企業設立に必要な審査期間は6ヶ月前後です。具体的な審査手順は下図の通りです。



投資者が各地旅行行政管理部門に提出しなければならない書類は主に以下のとおりです。

1. 設立申請書。主な内容としては、設立する旅行社の中国語名称、英語名称及び英語略記、設立住所、企業形態、出資者、出資額及び出資方式、申請者、申請受理部門の正式名称（全名称）、申請書名称（例えば、「○○○○会社設立に関する申請書」など）及び申請日が含まれます。
2. 法定代表者の履歴書及び身分証明。
3. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
4. 登録資本金の払い込み期限に関する説明。
5. 経営場所の証明。
6. 営業施設、設備状況の証明または説明。
7. 名称仮登記通知書。

商務主管部門に提出する主な資料には、下記のものが含まれます。

1. 「外商投資旅行社業務経営許可審定意見書」。
2. 設立申請書（商務主管部門宛て）。
3. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は求めなくなっています）。
4. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
5. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
6. 外国側投資者の銀行信用証明。
7. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りです）。
8. 経営場所の証明。
9. その他審査機関が提出を求める資料。

Q： これ以外に、何か注意が必要なことはありますか。

A： 以下の3点に注意が必要です。

1. 申請を受理した旅行行政管理部門は、申請者の経営場所、営業施設、設備について現場検査を行う権利があります。
2. 外資系の旅行社は、旅行社業務の営業許可証を取得した日から3業務日以内に、國務院旅行行政主管部門が指定した銀行に、専用の品質保証金口座を開設し、品質保証金を預

け入れる、または認可を下した旅行行政管理部門に、担保限度額が品質保証金の金額を下回らない銀行担保を提出しなければなりません。

品質保証金の金額は 20 万人民元であり、品質保証金の利息は旅行社に帰属されます。

3. 外資系の旅行社は、支社を設けることができます。ただし、支社を 1 社設立するにあたり、品質保証金口座に 5 万人民元を預け入れなければなりません。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

連絡窓口：商務部外資司服務貿易処

電話：+86-10-65197852、+86-10-65197875

住所：北京市東長安街 2 号

2. 国家旅游局：<http://www.cnta.gov.cn/>

連絡窓口：質量規範与管理司

電話：+86-10-65201114

住所：北京市東城区建国門内大街甲 9 号

参考法規

1. 『旅行社条例』：

http://www.cnta.gov.cn/html/2009-2/2009-2-27-8-40-40562_1.html

2. 『旅行社条例實施細則』：

http://www.cnta.gov.cn/html/2009-4/2009-4-7-9-38-11030_1.html

7. 人材紹介業

Q：中国で人材紹介サービス会社を設立したいと考えていますが、投資に関しどのような規制がありますか。

A：2007年の『外商投資産業指導目録』によると、人材紹介サービス業は許可類に属します。人材紹介業には主に人材紹介、人材募集、人材派遣（労働派遣）、人材情報コンサルティング等の業務があります。中国の現行法によれば、外国投資者は人材派遣業を除いた人材紹介、人材募集、人材情報コンサルティング等の業務を営むことができます。

人材紹介機関と職業斡旋機関

外国投資者は人材紹介機関や職業斡旋機関を設立して人材紹介、人材募集、人材情報コンサルティング等の業務を行うことができます。人材紹介機関のサービス対象は、中等専門学校以上の学歴を有する人員、専門技術資格を有する人員、専門技術または管理業務に従事する人員です。これに対し職業斡旋機関のサービス対象は、高級中学以下の学歴で、専門技術資格をもっていない人員です。俗に言うホワイトカラーが人材紹介機関の対象、ブルーカラーが職業斡旋機関の対象となります。両者には具体的に以下のような違いがあります。

	人材紹介機関	職業斡旋機関
投資形態	中外合弁（香港、マカオからは独資も可）。	中外合弁（香港、マカオからは独資も可）、中外共同経営（合作）。
投資者の資格条件	外国側：3年以上人材紹介業に従事したことがある機関。	外国側：職業斡旋に従事している機関、登記した国で職業斡旋業を行った経歴があること。
	中国側：成立後3年以上を経た人材紹介機関。 ただし、外国側が香港、マカオからの投資者の場合、中国側は成立	中国側：職業斡旋資格を有する機関。

	後1年以上の人材紹介機関で良い。	
資本金	<ol style="list-style-type: none"> 1. 30 万米ドルを下回らないこと。 2. 香港、マカオからの出資の場合、12.5 万米ドルを下回らないこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 30 万米ドルを下回らないこと。 2. 香港、マカオからの出資の場合、12.5 万米ドルを下回らないこと。
出資比率	<p>香港、マカオからの出資を除き、その他の外国からの投資者が設立した合弁人材紹介機関の中国側出資比率は 51%を下回ってはならず、外国側は 25%を下回ってはならない。</p> <p>香港、マカオからの出資の場合、その出資比率は特に制限を受けない。</p>	
その他条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 大専（短大に相当する）以上の学歴がありかつ人材紹介業資格証書を有する専門人員が 5 名以上いること。 2. 申請する業務に適した固定の活動場所と事務施設があること。 3. 完全で実行可能な定款、管理制度、業務規則を持ち、業務範囲が明確であること。 4. 民事上の権利、責任を単独で享有、負担できること。 5. 法律、法規の定めるその他の条件。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 職業斡旋資格を持っている専門人員が 3 人以上いること。 2. 申請業務に適した固定の活動場所と事務施設があること。 3. 明確な業務範囲、定款、管理制度を有すること。
経営範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人材需給情報の収集、整理、保存、発信及びコンサルティング 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中国人及び外国人求職者並びに使用者のために職業斡旋サ

	<ul style="list-style-type: none"> 1. ティングサービス 2. 人材の推薦 3. 人材募集 4. 人材の評価査定 5. 中国国内の人材教育 6. 法規、規則の定めるその他関連業務 	<ul style="list-style-type: none"> 1. サービスを提供する。 2. 職業指導、コンサルティングティングサービスを行う。 3. 労働市場の情報を収集、発信する。 4. 人員募集懇談会を開催する。 5. 労働保障行政部門が認可したその他のサービス項目。
業務許可証	「人的資源服務許可証」	
法的根拠	<ul style="list-style-type: none"> 1. 『中外合弁人材紹介機関管理の暫定規定』 2. 『「中外合弁人材紹介機関管理の暫定規定」改正に関する決定』 3. 『「中外合弁人材紹介機関管理の暫定規定」に関する補充規定』 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 『中外合弁中外共同経営職業斡旋機関設立管理の暫定規定』 2. 『香港、マカオの業務サービス提供者の国内における独資職業斡旋機関設立許可に関する通知』

人材派遣機関

現在、外国投資者が中国国内で人材紹介業を行う場合の主な法的根拠は『中外合弁人材斡旋機構管理暫定規定』、『中外合弁中外合作職業斡旋機構設立管理暫定規定』および補充規定です。上記規定には、外国投資者が人材派遣業を営めるとは明確には規定されていないため、政府主管部門は外国投資者が人材派遣業を開放するための法的根拠はないと見ています。

しかし実務においては、上海市を試験的地区と位置づけ、「人材仲介服務許可証」を取得して3年を経た中外合弁の人材紹介機関が、地方の人的資源・社会保障局に対し人材派遣業への従事を申請することを許容しています（この政策は内部規定に過ぎず、明確に公開された規范文書はありません）。

人材派遣を規制する法規定として、『労働契約法』では以下のように規定しています。

1. 労務派遣会社は、会社法に基づき設立され、資本金は 50 万人民币元を下回ってはなりません。
2. 労務派遣会社は派遣労働者と 2 年以上の固定期間労働契約を締結しなければなりません。同労働者が仕事をしない間も、労務派遣会社は所在地の人民政府の規定する最低賃金の基準に従い、月毎に報酬を支払わなければなりません。
3. 労務派遣とは一般的に、臨時的、補助的又は代替的な部署に対し行われます。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：具体的な審査手続きは以下のとおりになります。

人材紹介機関の審査手続き

1. 中外合弁、中外共同経営の人材紹介機関を設立する場合、中国側投資者が地方人事局に申請します。審査を通過した場合は「人的資源服務許可証」が発行されます。審査期間は 30 営業日です。
2. 中国側投資者が「人的資源服務許可証」を取得した日より 30 日以内に、地方商務主管部門に企業の設立を申請し、審査を通過した場合「外国投資企業批准証書」が発行されます。審査期間は 15～20 営業日です。
3. 続いて工商、外貨、税務、財政等の手続きを行います。

職業斡旋機関の審査手続き

1. 中外合弁、中外共同経営の職業斡旋機関を設立する場合、中国側投資者が地方商務主管部門または同部門に授権された審査部門に申請します。審査部門は事業建議書の受領後、20 営業日以内に認可または不認可の決定を行います。認可された場合は、許可文書が与えられ、同時にその写しが人的資源・社会保障部門、工商行政管理部門に送られます。
2. 事業建議書が認可された後、申請者は工商行政管理部門で中外合弁、中外共同経営企業の名称仮登記申請手続きを行います。
3. 名称が認可された後、申請者は地方商務主管部門に申請書、契約書及び定款などの書

類を提出します。地方商務主管部門はこれらを受理した後に審査を行います。認可された場合、許可証書が発行されます。

4. 続いて、工商、外貨、税務、財政等の手続きを行います。
5. 職業斡旋期間は工商局が営業許可証を発行した日より 10 日以内に、省級人的資源・社会保障部門またはその授権を得た部門に届出を行います。

Q：他にになにか注意すべきことがありますか。

A：以下の 2 点に注意する必要があります。

1. 2006 年 8 月 1 日より、上海市浦東新区の中外合弁人材紹介機関において人事部の試験的改革が実施されており、外国側投資者も支配株主となることができますが、所有する持分の比率は 70%を超えることはできません。
2. 2010 年 1 月 29 日、人的資源・社会保障部は『人的資源市場監督管理業務の強化に関する通知』を公布しました。同通知によれば、現在使用している職業仲介許可証、人材仲介服務許可証は統一して「人的資源服務許可証」という新しい許可証に変更されることになりました。関連部門に確認したところ、現在その許可証の変更作業は行われている最中であり、今後新規設立される人材紹介企業にはこの許可証を発行することになっています。ただし、新許可証の審査に関する規定は公布されていない為、関連規定が公布されるまでには従来通りの規定に基づいて審査を行うことになります。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
 窓口：外資司服務貿易処
 電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
 住所：北京市東長安街 2 号
2. 人的資源・社会保障部：<http://www.mohrss.gov.cn/index.html>
 窓口：人的資源市場司
 電話：+86-10-84201114
 住所：北京市東城区和平里中街 12 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『中外合弁人材斡旋機構管理暫定規定』：
<http://www.qhrs.gov.cn/html/330/19851.html>
3. 『中外合弁人材斡旋機構管理暫定規定』の改正に関する決定：
<http://wzc.hunancom.gov.cn/zcfg/1775.htm>
4. 『中外合弁人材斡旋機構管理暫定規定』の補充規定：
<http://www.tzrsj.gov.cn/NewsHtml/10548.html>
5. 『中外合弁中外合作職業斡旋機構設立管理暫定規定』：
http://www.xianyang.gov.cn/zfxxgk/2008/0326/article_178.html
6. 『香港マカオのサービス業者による独資職業斡旋機構設立に関する通知』：
http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/zcfg/law_ch_info.jsp?docid=55436
7. 『人的資源市場監督管理業務の強化に関する通知』：
http://www.mohrss.gov.cn/Desktop.aspx?path=mohrss/mohrss/InfoView&gid=efa9fb62-c20f-4fb8-9b56-d2697b02145b&tid=Cms_Info

8. 国際貨物代理業

Q：中国に国際貨物代理企業を設立したいと考えていますが、投資に関してどのような規制がありますか。

A：国際貨物代理業は物流業に該当します。『物流分野の外資導入を更に適切に行うことに関する商務部の通知』により、外国からの投資者が全国において合弁、共同経営（合作）、独資の形態で外資物流企業を設立することが認められており、また外国からの投資者の資格に対する制限もありません。

『外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法』の規定によると、現在、中国では外資系の国際貨物代理業の資本金について以下のような国民待遇を実施しています。

- 海上国際貨物代理業に従事する場合、最低資本金は 500 万人民元。
- 航空国際貨物代理業に従事する場合、最低資本金は 300 万人民元。
- 陸路国際貨物代理業に従事する場合、最低資本金は 200 万人民元。
- 上述の 2 項目以上の業務に従事する場合、その中で金額の最も高いものを最低資本金とします。

外資国際貨物代理企業を開設して満 1 年となり資本金が全て払い込まれた場合、国内の他の場所で支店の設立を申請することができます。国際貨物代理業を行う支店を 1 社設立するごとに、最低 50 万元を増資しなければなりません。資本金が既に最低額を超えている場合には、超過部分を支店設立の増加資本とすることができます。

外資国際貨物代理業は以下の業務に従事することができます。

- ① 船舶予約、託送、倉庫保管、梱包。
- ② 貨物の荷積み監督、荷卸し監督、コンテナへの積み込み積み出し、貨物の仕分け、積み替えおよび関連する短距離輸送サービス。
- ③ 通関、検査検疫申告、保険の代行。
- ④ 関連証憑の作成、送料の支払い、決済および雑費の支払い。
- ⑤ 国際展示品、個人物品および通過貨物の輸送代理。

- ⑥ 国際複合連絡輸送（コンテナ混載を含む）。
- ⑦ 国際速達（個人書簡および県級以上の党政機関の公文書の配達業務は含まない）。
- ⑧ コンサルティング及びその他国際貨物代理業務。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：国際貨物代理業に対する審査手続きは商務主管部門が行います。国際速達業務に従事する場合には、関連文書を地方の商務主管部門を通して審査のために商務部に届け出ます。通常、審査手続きには3か月を要します。

投資者が提出しなければならない書類は主に以下のとおりです。

1. 設立申請書。
2. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
3. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
4. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
5. 外国側投資者の銀行信用証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りま
- す）。
7. 企業名称認可通知書。
8. 企業営業場所証明。
9. 審査機関が提出を求めるその他文書。

Q：他に注意すべきことはありますか。

A：通常、国際貨物代理業の経営期間は20年を超えません。

『物流分野の外資導入を更に適切に行うことに関する商務部の通知』によると、外国からの投資者は物流企業を直接設立することができ、外商投資物流企業は以下の業務を行うことができます。

1. 国際流通物流
 - 輸出入および関連業務、これには貨物の輸出入の自営または代理、輸出加工企業の委託を受けた輸出入代行を含む。
 - 海運、空輸、陸運により貨物を輸出入する国際貨物代理。
 2. 第三者物流
 - 普通貨物の道路輸送、倉庫保管、積卸、加工、包装、配送及び関連情報処理サービスと関連コンサルティング業務。
 3. 国内の貨物輸送代理
 4. コンピューターネットワークを利用した管理と物流運営
- 経営範囲を比較してみると、外商投資物流企業の経営範囲は国際貨物代理業のそれよりも広いことが分かります。国際貨物代理企業は国際貨物輸送代理業務にのみ従事することができ、物流企業は、国際貨物輸送代理業務だけでなく、道路輸送、倉庫管理、積卸、国内貨物輸送代理等の業務も行うことができます。

政府の関連窓口

商務部：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務貿易処

電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875

住所：北京東長安街 2 号

参考法規

1. 『外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法』：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200512/20051201001331.html?2934687823=1519105996>
2. 『中華人民共和国国際貨物運輸代理業管理規定』：
http://www.cssf.gov.cn/html/1/flfg/xzfg/news_8_5472.html
3. 『中華人民共和国国際貨物運輸代理業管理規定実施細則』：
http://www.sanya.gov.cn/tzfw/policy/gntzcz/data/t20080531_3620.shtml
4. 『外商投資物流企業の試験的設立問題に関する通知』：
<http://www.hicourt.gov.cn/law/show.asp?fileno=12079#>
5. 『物流分野の外資導入を更に適切に行うことに関する商務部の通知』：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/f/200605/20060502204557.html?770361423=1519105996>

6. 『大陸と香港との一段と緊密な経済貿易関係に関する取決め』/『大陸とマカオとの一段と緊密な経済貿易関係に関する取決め』:

<http://tga.mofcom.gov.cn/subject/cepanew/index.shtml>

9. 道路貨物運送業

Q：中国に道路貨物運送企業を設立したいと考えていますが、投資に関してなにか規制はありますか。

A：道路運送業には、道路旅客運送、道路貨物運送、道路貨物運搬積卸、道路貨物倉庫保管および道路運送に関連する補助的サービスおよび車輛メンテナンスが含まれます。

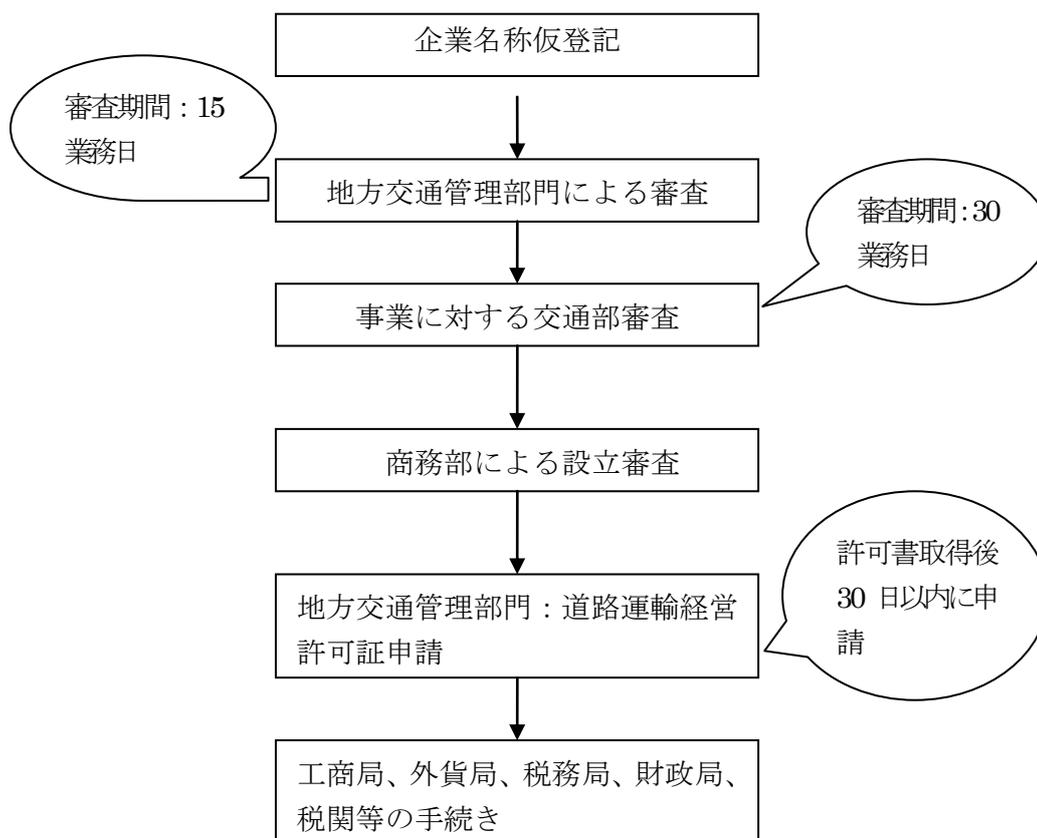
『外商投資産業指導目録』によると、道路旅客運送会社は制限類に入っていますが、その他の道路運送業務に関しては、外国からの投資者に対する資格条件、出資比率、資本金の制限が既になくなっており、外国投資者は独資、合弁、共同経営（合作）などの形態で旅客運送以外の道路運送業務を行うことが認められています。

外資道路旅客運送企業に対して、現在のところ以下の制限があります。

1. 出資者の資格条件：少なくとも一人の主要出資者が中国国内で5年以上道路旅客運送業務を行っていたこと。
2. 出資比率に対する制限：外資による出資比率が49%を上回らないこと。2005年1月1日より、香港、マカオ地区のバス運行を専業とする旅客運送会社は中国大陸の市単位（省一級都市の指定を受けたもの）で独資企業を設立し、都市バス運送およびタクシー運送を行うことができるようになりました。
3. その他制限：資本金の50%を旅客運送のインフラ施設の建設と改善に用いること。投入する車輛は中級およびそれ以上の大型乗用車であること。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：道路運送企業は交通主管部門からの認可が必要であり、具体的な審査手順は下図のとおりです。



出資者が地方交通管理部門に提出しなければならない書類は主に以下のとおりです。

1. 投資総額、資本金、経営範囲、事業規模等を記載した事業申請書。
2. 事業提案書。
3. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
4. 外国側投資者の銀行信用証明。
5. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りま
す）。
6. 各投資者の法定代表者の身分証明（コピー）。
7. 土地使用权、施設、設備をもって出資する場合には資産評価証明。
8. その他審査機関が提出を求める文書。

投資者が商務主管部門に提出しなければならない書類は以下のとおりです。

1. 申請書。
2. 交通部発行の事業批准書。

3. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
4. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
5. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
6. 外国側投資者の銀行信用証明。
7. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りません）。
8. 各投資者の法定代表者の証明。
9. 企業登録地使用許可証明又は賃貸契約書、貸主の不動産権利証明。
10. 設立予定企業の名称認可通知書。
11. その他審査機関が提出を求める文書。

Q：他に注意すべきことがありますか。

A：外資道路運送企業の経営期間は原則として 12 年を超えてはいけませんが、投資額のうち 50%以上の資金を旅客・貨物運送のインフラ施設建設に使用している場合には経営期間を 20 年とすることができます。なお、経營業務が道路運送産業政策と発展計画に適合しており、かつ経営資格（品質信用）審査に合格している場合、審査機関からの認可を得たうえで、経営期間の延長を申請することができます。ただし 1 回の延長期間は 20 年を超えることはできません。

設立過程では手続きの進捗と時間経過に注意する必要があります。『外商投資道路運輸業管理規定』第 15 条の規定により、外資道路運送業事業批准書取得後 18 ヶ月以内に登記を済ませない場合、事業批准書は自動的に失効します。投資者は同批准書取得後直ちに商務部主管部門に申請し、許可書取得後 30 日以内に道路運送経営許可証の申請手続きを行い、経営許可証取得後速やかに資本金払い込み証明ならびに登記手続きを行わなければなりません。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務貿易処

電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875

住所：北京市東長安街 2 号

2. 交通運輸部公路局：<http://www.moc.gov.cn/zizhan/siju/gonglusi/>

窓口：交通部公路司道路運輸管理处

電話：+86-10- 65292114

住所：北京市建国門内大街 11 号

参考法規

1. 『外商投資產業指導目錄』：

www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf

2. 『外商投資道路運輸業管理規定』：

<http://www.shandongbusiness.gov.cn/index/content/sid/13960.html>

3. 『外商投資道路運輸業管理規定』補充規定：

<http://wstzqyglk.yueyang.hunancom.gov.cn/zcfg/25560.htm>

4. 『外商投資道路運輸業管理規定』補充規定二：

http://www.moc.gov.cn/zizhan/siju/daoluyunshusi/zongheguanli/guanliwenjian/200908/t20090813_610317.html

5. 『道路運輸への投資に対する更なる対外開放に関する通知』：

http://www.moc.gov.cn/zizhan/siju/gonglusi/daoluyunshu_GL/zongheguanli/guanliwenjian/200709/t20070918_394024.html

10. 航空貨物運送業

Q: 中国で航空貨物輸送企業を設立したいのですが、投資に関してなにか規制はありますか。

A: 2007年版の『外商投資産業指導目録』では、航空貨物輸送業について次のように定めています。

1. 奨励類第5類：飛行場の建設、経営（相対的に見て中国側に支配権があること）、航空会社（中国側に支配権があること）、農、林、漁業等の業務に従事する航空会社（合弁、共同経営（合作）に限る）。
2. 制限類第5類：撮影、探鉱、工業等の業務に従事する航空会社（中国側に支配権があること）。
3. 禁止類第5類：航空交通管制会社。

『外商投資民用航空業規定』によれば、外国からの投資者は航空貨物輸送業に投資することができますが、出資者の資格条件、経営範囲、投資形態、出資比率に一定の制限があります。

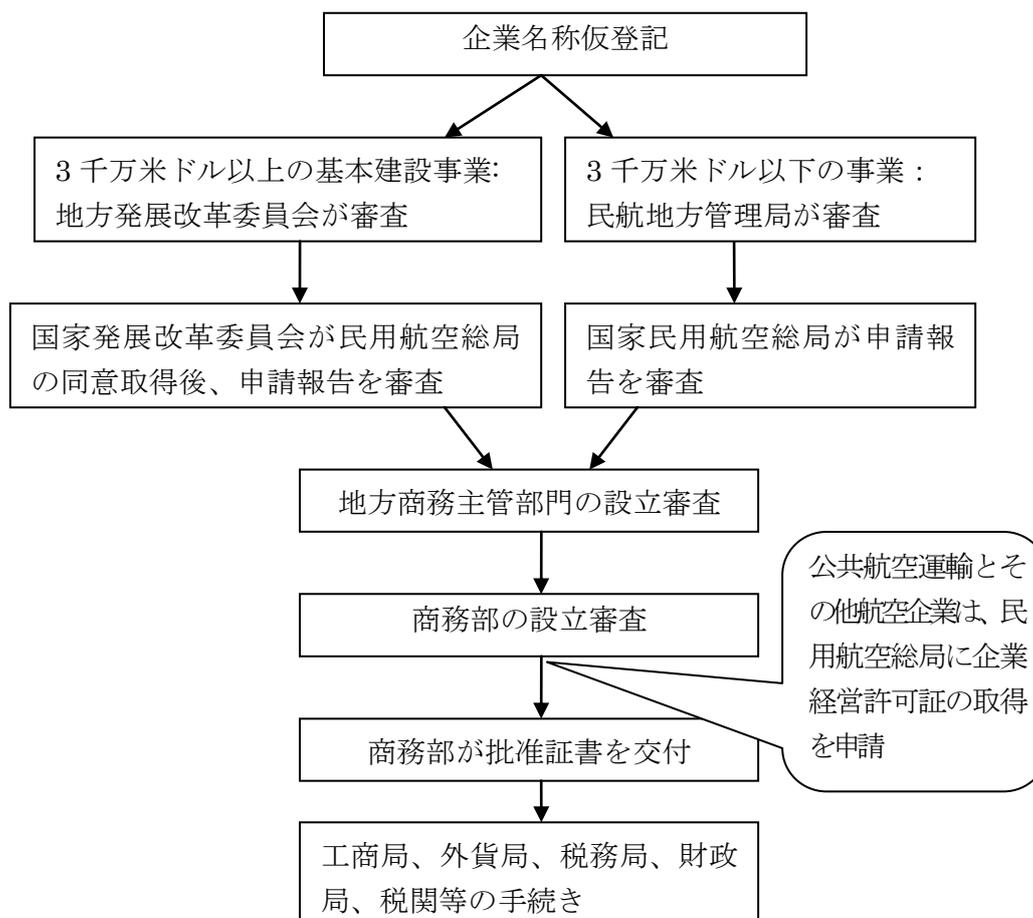
出資者の資格	<ol style="list-style-type: none"> 1、 外国からの出資者に対する具体的な資格条件はないが、同等の条件下では国際的に高い経営管理レベルに達している外国の同類企業が優先的に検討される。 2、 航空輸送サービス（関連地上サービスも含む）に携わる香港、マカオの業者は香港、マカオにおける航空輸送サービスを専業とする許可証を取得済みであるとともに、5年以上の営業歴が必要。
経営範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営範囲には飛行場、公共航空運輸業務、運送以外のその他の航空業務及び航空輸送関連事業が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 飛行場に対する外国からの出資については、飛行場の飛行区域（これには、滑走路その他飛行場内の道路、駐機場、滑走路照明を含む）およびターミナルビルの2種類の事業に分けられる。「飛行場」には軍事用を兼ねるものは含まれない。 ➤ ビジネス旅客運送、空中観光または工業サービス業務に従事

	<p>する航空業への出資を認めるが、国家機密にかかわる事業は禁止されている。</p> <p>➤ 「航空輸送関連事業」には、航空燃料油、航空機メンテナンス、貨物輸送倉庫保管、地上サービス、航空食品、駐車場その他認可された事業を含む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 航空交通管制システムへの出資と管理を禁止する。 3. 香港、マカオのサービス業者に共同経営（合作）、合弁または独資の形態での中小飛行場の受託管理を認めるが、契約の有効期間が20年を超えてはならない。 4. 香港、マカオのサービス業者に共同経営（合作）、合弁または独資の形態での飛行場管理に関する研修、コンサルティング業への従事を認める。 5. 香港、マカオのサービス業者に合弁または独資の形態での代理サービス、積卸管理と通信連絡および出港管理システムサービス、コンテナ設備管理サービス、旅客と荷物サービス、貨物と郵便物サービス、駐機場サービス、航空機サービスなど7項目の航空輸送および関連地上サービスを認める。 6. 香港、マカオのサービス業者の定義に適合する香港、マカオ航空販売代理企業に合弁、共同経営（合作）または独資の航空輸送販売代理企業の設立を認める。資本金に対する要求は中国大陸の企業と同じである。 7. 条件を満たす香港、マカオのサービス業者に対し大陸のコンピューターチケット予約システム（CRS）業者との合弁を認める。大陸の企業が合弁会社に支配権を持たなければならない。合弁企業の営業許可に際しては将来的需要の予測が行われる。
出資形態	<ol style="list-style-type: none"> 1. 合弁、共同経営（合作）による経営。 2. 航空会社の株式購入（海外で発行された航空会社の株式および中国国内で発行された上場外資株を含む）。 3. その他許可された出資形態。
出資比率	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国からの出資による飛行場では相対的に見て中国側に支配権があること。

	<p>2. 外国からの出資による公共航空運輸企業では中国側に支配権があること。外国出資者（その関連企業を含む）の出資比率が 25% を超えてはならない。</p> <p>3. 外国からの出資によるビジネス旅客運送、空中観光、工業サービスを営む航空企業では中国側が支配権を有すること。農、林、漁業等の業務に従事する航空企業では、出資比率を中外双方で相談のうえ決定する。</p> <p>4. 外国からの出資による航空機メンテナンス、航空燃料油事業では中国側に支配権があること。貨物輸送倉庫保管、地上サービス、航空食品、駐車場等事業では、外商投資比率を中外双方で協議のうえ決定する。</p>
<p>経営期間</p>	<p>通常 30 年を超えない。</p>

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：航空会社は、国家発展改革委員会または国家民用航空総局による審査が必要です。具体的な審査手続きは以下の通りです。



出資者は地方発展改革委員会または民航地方管理局に主に以下の書類を提出する必要があります。

1. 申請書。
2. 事業計画書。
3. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
4. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
5. 外国側投資者の銀行信用証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明。
7. 各投資者の法定代表者の身分証明。
8. その他審査機関が提出を求める書類。

投資者は地方の商務主管部門に以下の書類を提出する必要があります。

1. 設立申請書。

2. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）、および批准文書。
3. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款。
4. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
5. 外国側投資者の銀行信用証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明。
7. 各投資者の法定代表者の身分証明。
8. 設立予定企業の董事名簿、主要管理者名簿および略歴。
9. 設立予定企業の名称仮登記通知書。
10. 企業の営業場所証明。
11. その他審査機関が提出を求める書類。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
住所：北京市東長安街 2 号
2. 国家發展改革委員会：<http://wzs.ndrc.gov.cn/>
窓口：国外資金利用司
電話：+86-10- 68502000
住所：北京市西城区月壇南街 38 号
3. 民用航空局：<http://www.caac.gov.cn/>
電話：+86-10- 64091114
住所：北京市東城区東四西大街 155 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『外商投資民用航空業規定』：
http://www.harbin.gov.cn/hrbzfw/hrb_zcfg/display.php?id=208
3. 『外商投資民用航空業規定』 補充規定：

<http://www.zftcc.gov.cn/fgc/zcfg/lywz/T223270.shtml>

4. 『外商投資民用航空業規定』 補充規定二：

<http://www.zftcc.gov.cn/fgc/zcfg/lywz/T223269.shtml>

5. 『「外商投資民用航空業規定」 補充規定（二）』 の関連問題についての解釈：

<http://www.jxdoftec.gov.cn/swtnews/View.aspx?id=3587>

6. 『外商投資民用航空業規定』 補充規定三：

http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/zcfg/law_ch_info.jsp?docid=86963

11. 印刷業

Q：中国の印刷業に投資したいと思いますが、投資面でどのような規制がありますか。

A：『外商投資産業指導目録』では、出版物の印刷（中国側が持分の過半数を有する包装印刷は除外する）は制限類に属すると規定されています。

外国投資者の印刷業に対する投資には以下の制限や条件が定められています。

<p>投資者に必要とされる資格</p>	<p>外国からの投資者：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 民事上の行為能力を有し、民事責任を独立して負うことができる法人であること。外国の自然人が印刷業に投資することはできない。 2) 直接的もしくは間接的に印刷経営管理に従事した経験を有すること。 3) 国際的に先進レベルの印刷経営管理モデル及び経験の提供または国際的にトップレベルの印刷技術や設備の提供もしくは比較的潤沢な資金の提供のいずれかが可能であること。 <p>中国側投資者：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 民事上の行為能力を有し、民事責任を独立して負うことができる法人であること。 2) 直接的もしくは間接的に印刷経営管理に従事した経験を有すること。
<p>出資比率の制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 包装印刷に従事する印刷企業には、出資比率の制限はなく、外国投資者は独資形式で設立することができる。 2) 出版物、その他印刷品の印刷経営活動に従事する印刷企業は、中国側出資者が過半数の持分を有するか、支配的な地位を占めていなくてはならない。
<p>必要とされる登録資本金</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1) 出版物、包装印刷品の印刷経営活動に従事する外国投資印刷企業の登録資本金は 1000 万人民元を下回ってはならない。 2) その他印刷品の印刷経営活動に従事する外国投資印刷企業の登

	<p>録資本金は 500 万人民元を下回ってはならない。</p> <p>3) 香港、マカオの投資者が本土で印刷品の包装装飾業を営む印刷企業を設立する場合の最低登録資本金に関する要求は、中国の国内企業に照らして実行する（即ち、投資者が複数いる場合、登録資本金は 3 万人民元を下回ってはならない。投資者が 1 名の場合は、登録資本金は 10 万人民元を下回ってはならない。審査機関は通常、登録資本金が経営規模に適合するようを求める。登録資本金が非常に少ない場合は、往々にして認可を得られない）。</p>
<p>その他の条件</p>	<p>1) 出版物の印刷経営活動に従事する印刷企業の董事長は中国側が担当するが、董事数は中国側が外国側を上回ってはならない。</p> <p>2) 外国投資印刷企業の経営期限は一般的には 30 年を越えることはできない。</p> <p>3) 外国投資印刷企業の企業形態は有限責任会社である。</p> <p>4) 外国投資印刷企業設立の審査許可は、国の計画規制する印刷企業の総数、構造、地域配分に適合したものでなければならない。</p> <p>5) 外国投資印刷企業は支店・支部を設置してはならない。</p> <p>6) 許可を取得し設立された外国投資印刷企業は、審査機関の規定する期間内に関連登記登録手続きを完了しなければならない。期間を過ぎても完了できない場合、審査機関は当該投資項目を取り消すことができる。</p>

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

外国投資者の印刷企業設立の手続きは以下ようになります。

1. 事前審査：所在地の省、自治区、直轄市の新聞出版行政部門の一次審査（所要時間：10 営業日）を経た後、新聞出版総署の審査を受けます（同 30 営業日）。省級新聞出版行政部門は投資総額が 3000 万米ドルを超えない印刷企業を直接審査することができます。審査を通過した場合、許可証が発行されます。
2. 商務主管部門の審査：投資総額 1 億米ドル以上の包装印刷企業及び投資総額 5000 万米ドル以上の出版物印刷企業、その他印刷品印刷企業は、商務部が審査を行います。

す。投資総額がそれ以下の企業は地方の商務主管部門が審査を行います。審査を通過した場合、「外商投資企業許可証」が発行されます。

3. 「印刷経営許可証」の申請受領：登記地の新聞出版行政部門が行います。
4. 「特種業種許可証」の申請受領：登記地の公安部門が行います。
5. 引き続き工商、外貨、税務、財政、税関等の手続きを行います。

外国投資印刷企業の設立申請には以下の資料が必要です。

1. 外国投資印刷企業設立申請書。
2. 項目提案書には以下の内容を明記しなければなりません。
 - ①各投資者の名称、住所、経営範囲と法定代表者の姓名。
 - ②申請設立する外国投資印刷企業の名称、法定代表人、住所、経営範囲、登録資本金および投資総額。
 - ③各投資者の出資額、出資比率、出資方法と出資額納付期限。
 - ④経営期間。
3. FS 報告。
4. 各投資者の署名が記載された契約、定款（独資企業は定款のみ提出）。
5. 予約購入印刷設備の明細書。
6. 投資者の銀行信用証明、登記登録証明、法定代表人証明（写し）。
7. 工商行政部門の名称仮登記通知書。
8. 各投資者及び設立予定企業の法定代表者の任命書類及び履歴書、身分証明書（出版物、その他印刷品印刷経営活動に従事する場合は、設立予定印刷企業の董事長と董事会成員の任命書類及び履歴、身分証明の提供が必要）。
9. 董事会成員の名簿及び任命書。
10. 経営場所の使用証明書。
11. 審査機関の要求するその他の資料。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
連絡窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
住所：中国北京東長安街 2 号

2. 国家新聞出版総署：<http://www.gapp.gov.cn/>

電話：+86-10- 65212801

住所：中国北京市東城区東四南大街 85 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：

www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf

2. 『印刷業管理条例』：

http://www.gov.cn/banshi/2005-08/21/content_25114.htm

3. 『外商投資印刷企業設立に関する暫定規定』：

<http://www.jxfc.gov.cn/qyfw/ArticleShow.asp?ArticleID=1182>

4. 『省レベルの商務主管部門に外商投資印刷企業の審査管理を委託することに関する通知』：

<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/g/200604/20060401842820.html>

12. 図書、録音録画製品等流通販売

Q：中国で、図書、新聞、定期刊行物、録音・録画製品の出版、発行に従事したいと考えていますが、投資面でどのような規制がありますか。

A： 外国投資者が図書、新聞、定期刊行物の流通販売業に投資するには以下のような制限や条件が定められています。

1. 『外商投資産業指導目録』によると、図書、新聞、定期刊行物の出版、発行および輸入業務は禁止類に属し、外国企業がこれに投資することは禁じられています。『外商投資図書、新聞、定期刊行物流通販売企業管理弁法』によると、外国投資者は中国において図書、新聞、定期刊行物の卸売、小売企業を設立することが可能です。
2. 投資者の資格：外国投資者、中国投資者は民事上の行為能力を有し、独立して民事責任を負うことができること、図書、新聞、定期刊行物の流通販売に従事する能力を有し、最近三年間違法行為の記録がないことが必要です。
3. 出資比率の制限：外国投資者は独資、中外合弁、中外共同経営（合作）等の形式で投資することができます。同一の外国投資者が国内で累計 30 を超える店舗を開設し、且つその取扱商品が異なるサプライヤーから供給された異なるブランドに属する場合、外国投資者の出資比率は 49%を超えることはできません。香港またはマカオのサービス業者の出資比率の上限は 65%となっています。
4. 必要とされる登録資本金：図書、新聞、定期刊行物の卸売企業の登録資本金は 3000 万人民元を下回ることはできません。図書、新聞、定期刊行物の小売企業の登録資本金は 500 万人民元を下回ることはできません。ただし、香港、マカオのサービス業者が設立する図書、新聞、定期刊行物の卸売及び小売企業の登録資本金については、中国国内資本により設立される企業と同じです（即ち、投資者が 2 名またはそれ以上いる場合、登録資本金は 3 万人民元を下回ってはなりません。投資者が 1 名のみの場合、登録資本金は 10 万人民元を下回ってはなりません。通常、審査機関は登録資本金が経営規模と適合するよう求めます。登録資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可を得られません）。

外国投資者の録音録画製品の流通販売業に対する投資には以下の制限や条件が定められ

ています。

1. 『外商投資産業指導目録』によると、録音録画製品（映画を除く）の流通販売は制限類に属し、投資形式は中外共同経営（合作）に限られ、更に中国側が持分の過半数を有することが必要とされています。録音録画製品の出版、製作と輸入は禁止されています。
2. 投資者に必要とされる資格：中外共同経営による録音録画製品販売企業の設立を申請する中国と外国の投資者は、録音録画製品の流通販売に相応しい能力を備え、民事上の行為能力を有し、民事責任を独立して負うことができること、さらに申請前三年間、違法行為の記録がないことが必要です。
3. 出資比率制限：外国投資者は中外共同経営（合作）形式によってのみ投資可能で、中国側投資者が 51%を下回らない持分を有する必要があります。香港及びマカオの投資者は独資の録音録画製品（映画派生製品を含む）流通販売企業を設立することが可能とされています。

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

外国投資者が図書、新聞、定期刊行物の流通販売企業に投資する手続きは以下のようになっています。

1. 申請者は企業所在地の省級新聞出版行政部門に申請します。
2. 省級新聞出版行政部門は審査意見提出後、國務院新聞出版署に報告し、その審査を受けます。
3. 上記審査終了後、申請者は関連法律法規に従い、所在地の省級商務主管部門へ申請します。省級商務主管部門は審査意見提出後、商務部に報告し審査を受けます。商務部は規定書類受領の日から 30 営業日以内に書面により認可、不認可の決定を下します。認可を得た場合は「外商投資企業批准証書」が発行されます。
4. 申請者は認可取得後、省級新聞出版行政部門で「出版物経営許可証」を受け取ります。
5. 工商、外貨、税務、財政、税関等の手続きを行います。

外国投資者の中外共同経営による録音録画製品流通販売企業設立の手続きは以下の通りです。

1. 中国側投資者が設立予定の同流通販売企業所在地の省級文化主管部門へ申請し、文化主管部門が審査、同意した後、文化部に報告し項目審査を受けます。文化部は 30 営業日以内に認可、不認可の決定を下します。
2. 中国側投資者が文化部による項目許可の日から 6 ヶ月以内に、設立予定の企業所在地の省級商務主管部門に申請し、同商務主管部門は審査、同意後、商務部に報告し審査を受けます。商務部は 30 営業日以内に認可、不認可の決定を下します。認可された場合「外商投資企業許可証書」が発行されます。
3. 中国側投資者は商務部の「外商投資企業許可証書」受領の日から 30 日以内に、文化部の項目許可書類と商務部の「外商投資企業許可証書」を持参し、文化部に「録音録画製品経営許可証」を申請、受領します。
4. 工商、外貨、税務、財政、税関等の手続きを行います。

Q：その他、何か注意すべきことがありますか。

A：

1. 経営期間の制限：図書、新聞、定期刊行物流通販売企業の経営期間は、一般に 30 年を超えることはできません。中外共同経営（合作）録音録画製品流通販売企業の経営期間は 15 年を越えることはできません。
2. 図書、新聞、定期刊行物流通販売企業の法定代表者又は総経理は中級以上の出版物発行員資格証書を、発行専従人員は初級以上の出版物発行員資格証書を取得していなければなりません。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://skfx.wzs.mofcom.gov.cn/>（図書、新聞、定期刊行物流通販売）
<http://yxfx.wzs.mofcom.gov.cn/>（録音録画製品流通販売）
連絡窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
住所：中国北京東長安街 2 号
2. 国家新聞出版総署：<http://www.gapp.gov.cn/>
電話：+86-10- 65212801
住所：中国北京市東城区東四南大街 85 号

3. 文化部：<http://www.ccnt.gov.cn/>
 連絡窓口：商務部文化市場司
 電話：+86-10- 59881880 ; +86-10- 59881887
 住所：中国北京市朝陽門北大街 10 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『外商投資図書、新聞、定期刊行物流通販売管理弁法』：
<http://www.zftc.gov.cn/fgc/zcfg/lywz/T223273.shtml>
3. 『外商投資図書、新聞、定期刊行物流通販売管理弁法』の補充規定：
<http://cbj.zj.gov.cn/gb/0212/4793.htm>
4. 『外商投資図書、新聞、定期刊行物流通販売管理弁法』の補充規定（二）：
http://www.gov.cn/flfg/2009-09/28/content_1428662.htm
5. 『録音録画製品管理条例』：
<http://www.hainan.gov.cn/data/law/2007/11/787/>
6. 『中外合作録音録画製品流通販売企業管理弁法』：
<http://www.xmfdi.gov.cn/pead/law/lawshow.asp?id=31>
7. 『中外合作録音録画製品流通販売企業管理弁法』の補充規定：
http://www.gov.cn/flfg/2009-09/28/content_1428713.htm
8. 『録音録画製品卸売、小売、レンタル管理弁法』：
http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2006-11/14/content_441624.htm

13. インターネット通信販売

Q：中国で電子ビジネスサイトを立ち上げ、インターネット通信販売に従事したいと考えていますが、どのような規制があるのでしょうか？

A：

インターネット通信販売への従事は、二種類に分けられます。一つはインターネットを通じて自らが製造または調達した商品を販売することで、これは商業企業にあたります。二つめは電子ビジネスサイト（例えば中国の「阿里巴巴」や「eBay」）を設立し、企業や個人に商品販売の場を提供することです。

2007年改訂の『外商投資産業指導目録』によると、外商投資インターネット通信販売は制限類の項目に該当します。投資方式、出資比率、登録資本金については、特別な制限はありません。

1. 投資方式。外国投資者は、独資、合資、共同経営（合作）等の形式で、インターネット通信販売に従事することができます。
2. 出資比率。現在、薬品、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料、精製石油、穀物、植物油、砂糖、綿花等の商品経営を営む商業企業に対しては、法律上、一定の出資比率に関する制限が設けられています（同一の外国からの投資者が中国国内で計30以上の店舗を開設し、且つ商品が異なったブランドに属し、異なったサプライヤーから仕入れる場合は、外国投資者の出資比率は49%を超えてはならないことになっています）。
3. 登録資本金。法律の規定によれば、二人およびそれ以上の投資者がいる場合、資本金は最低3万元以上あることが必要であり、投資者が一人である場合は、資本金は最低10万元以上とされています。但し、実際には、審査機関は資本金が経営規模に見合ったものであることを要求しますから、資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可が得られないことがあります。

現在、法律では外国投資の電子ビジネスサイトに関して具体的な規定が定められていません。国務院弁公庁が出した『電子商務発展の加速化に関する若干意見』では「国外で

先進的に適用される電子ビジネスの応用技術を積極的に取り入れ、消化、吸収する」とされていますが、どのように外資を取り込んでいくかについては明確な規定がなされていません。実際、外国投資者が中国において直接電子ビジネスサイト設立に投資する状況はまだ非常に少なく、基本的には持分を買い取る方法で電子ビジネスの領域に参入しています。例えば、雅虎（Yahoo）が 阿里巴巴（Alibaba.com.cn）の 35%の持分を買い取ったり、eBay が 易趣（eachnet.com）を買収したことなどがその例です。

Q：審査手続きは具体的にはどのようなものですか

A：外商投資者がインターネット通信販売に従事する商業企業を設立するための審査手続きは以下のとおりです。

1. 合弁、合作企業の場合、投資者は地方商務主管部門に契約書、定款等の資料を提出し、地方商務主管部門の同意を得た後、商務部に審査を申請します。商務部は 30 営業日以内に認可、不認可を決定します。認可を得た場合、「外商投資企業批准証書」が交付されます。
2. 審査を経て認可を得た後、工商登記（現地工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、外貨登記（外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（登記地の統計局）、税務登記（登記地の税務局）、財政登記（登記地の財政局）、外国貿易経営者届出（現地商務主管部門）、税関登記（現地税関）等の登記手続きを行っていくこととなります。通常、後続の手続きには 3 か月の時間が必要です。
3. 営業許可証が交付された後、地方通信管理局に非営利的インターネット情報サービス届出を行います。地方通信管理局が届出人からの書類提出を受けた後、書類が揃っていれば、届出手続きは 20 営業日以内に完了し、届出電子検証標識及び届出番号が発行され、工業・情報化部の届出管理システムを通じて関連届出情報が公布されます。

外資系企業が電子ビジネスサイト運営に従事する例は現時点では多くありません。電子ビジネスサイトは、付加価値電信サービス業にあたり、「付加価値電信業務営業許可証」を得る必要があります。同許可証の申請条件、手順及び注意事項は、第 7 編の『電気通

信企業』にある付加価値電信に関する紹介を参照してください。

Q：その他、何か注意すべきことがありますか。

A：

1. 『商務部の外商投資の商業企業審査権利委譲事項に関する通知』によれば、テレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機等による無店舗販売を営む企業または録音録画製品の卸売、書籍、新聞、定期刊行物の販売を営む企業は、商務部が最終審査を行いません。
2. 上述のような法律規定や説明に関わらず、現状では、商務部はインターネット通信販売に従事する外資系商業企業の設立申請を認めておらず、実際にそのような事例は見当たりません。その為、多くの外国投資家や外国政府の中国駐在機構からも商務部へ異議を申し立てていますが、正式な同意の回答を得たことはありません。また、そのようなビジネスモデルが完全に開放される時期についても、現時点では正確に判断することはできません。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務貿易処

電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875

住所：北京市東長安街2号

2. 工業・情報化部：<http://www.miit.gov.cn/>

窓口：通信發展司

電話：+86-10- 68206155

住所：北京市西長安街13号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
http://www.fdi.gov.cn/pub/FDI/zcfg/law_ch_info.jsp?docid=88026
2. 『外商投資商業領域管理弁法』：
http://www.legalinfo.gov.cn/zt/2004-12/30/content_172172.htm

3. 『外商投資電信企業管理規定』:

http://www.gov.cn/zwgk/2008-09/12/content_1094487.htm

4. 『電子商務発展の加速化に関する若干意見』:

http://www.gov.cn/zwgk/2005-08/15/content_21825.htm

14. インターネット関連企業

Q：中国でインターネット出版、インターネット情報サービス、インターネット求人分野に投資したいと考えていますが、どのような規制があるのでしょうか。

A：

インターネット出版業

2007年版の『外商投資産業指導目録』によると、外資によるニュースサイト、インターネット番組視聴サービス、インターネットサービス営業施設（ネットバー等）、インターネットカルチャー経営は、禁止類の項目に該当します。2004年版の『外商投資産業指導目録』と比較すると、これらは新たに追加された禁止類項目であることがわかります。

国の文化部、ラジオ・映画・テレビ放送総局、ニュース出版総署、発展と改革委員会、商務部が2005年に共同公布した『文化領域の外資導入に関する若干の意見』は、以下のように明確に規定しています。

1. 外国投資者がニュース報道機関、ラジオ局、テレビ局、インターネットラジオ・テレビ、ラジオ・テレビ番組制作および放送会社、映画製作会社、インターネットカルチャー経営機関、およびインターネットサービス営業施設（香港・マカオを除く）、興行プロダクション、映画の輸入および配給または上映会社を設立または経営することを禁止する。
2. 外国投資者が刊行物の出版、発行または輸入業務に従事すること、録音・録画製品または電子出版物の出版、製作、発行、輸入業務に従事すること、およびインターネットを利用して視聴番組サービス、ニュースサイト、またはインターネット出版等の業務に従事することを禁止する。
3. 外国投資者は、出版物の小売、印刷、広告、文化施設改造等を通して経営活動を行ってはならず、チャンネル、周波数、紙面、編集および出版等の宣伝業務に参入してはならない。

インターネット情報サービス業

『インターネット情報サービス管理弁法』によると、インターネット情報サービスは、営利

的サービスと、非営利的なそれとの二種類に分けられます。

1. 営利的インターネット情報サービスとは、インターネットを通じて、ユーザーに対し情報またはホームページ制作等のサービス活動を有償で提供することをいいます。
2. 非営利的インターネット情報サービスとは、インターネットを通し、ユーザーに対し公開性、共有性のある情報を無償で提供するサービス活動をいいます。
3. 中国は営利的インターネット情報サービスに対し許可制度を実施し、非営利的インターネット情報サービスに対しては届出制度を採用しています。

営利的インターネット情報サービスの認可手続きは以下のとおりです。

1. 投資者は地方通信管理局または国務院工業と情報化部に対し、インターネット情報サービス付加価値電信業務経営許可証の申請手続きを行います。
2. 地方通信管理局または工業・情報化部は、申請を受理日より 60 日以内に審査を終了し、認可、不認可の決定を下します。
3. 認可を得た後、投資者は商務主管部門に契約書、定款を提出します。商務主管部門は、90 日以内に審査を終了しなければなりません。審査を通過した場合、許可証書が交付されます。
4. 投資者は工業・情報化部で、「インターネット情報サービス経営許可証」の申請手続きを行います。
5. 投資者は引き続き、工商、外貨、税務、財政、税関などの手続きを行います。
6. 教育、医療保健、薬品または医療機器等のインターネットサービスへの従事は、経営許可申請または届出手続きを行う前に、法律、行政法規および国家の関連規定に従い関連主管部門の審査を経なければなりません。

非営利的インターネット情報サービスへの従事は、地方通信管理局または工業・情報化部に届出手続きを行わなければなりません。届出時には以下の情報が提出する必要があります。

1. 主催企業およびサイト責任者の基本状況。
2. サイト URL とサービス項目。
3. サービス項目がニュース報道、出版、教育、医療保健、薬品または医療機器に該当する場合は、関連主管部門の同意文書が必要となります。

そのほか、以下の点に注意が必要です。

1. インターネット情報サービスの提供者は、そのサイトのトップページの目立つ位置に経営許可証番号、または届出番号を明示しなければなりません。
2. 外資系企業はインターネット上のニュース報道業務を営むことができません。
3. インターネット情報サービス業務は付加価値電信業務の中の1種です。その為、外資系のインターネット情報サービス企業は『外商投資電信企業管理規定』の付加価値電信企業の設立条件を満たし、関連の設立手順を踏んだものでなければなりません。関連規定については、第7編の「電気通信企業」における付加価値電信に関する紹介を参照してください。

インターネット求人業

インターネット求人業務を営む企業は、人材紹介機関であり、「人的資源サービス許可証」を取得する必要があります。また、約2009年以前まで地方通信管理局または工業・情報化部は実際に、インターネット求人業は営利的インターネット情報サービスとして、それを営む企業は営利的インターネット情報サービス許可証を取得しなければならないとしていました。しかし現在では、地方通信管理局または工業・情報化部は、インターネット求人業は非営利的インターネット情報サービスとして、それを営む企業は非営利的インターネット情報サービス届出手続きを行うだけで良いとするようになりました（直接インターネットを通じてユーザーから費用を取らないためです。）。

人材派遣機関の設立条件と関連の設立手順は、第8編の「人材紹介業」を、非営利的インターネット情報サービス届出については、本編の「インターネット情報サービス業」の部分参照してください。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

窓口：商務部外資司服務貿易処

電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875

住所：北京市東長安街2号

2. 工業・情報化部：<http://www.miit.gov.cn/>

窓口：電信管理局

電話：+86-10- 68206133

住所：北京市西長安街 13 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『文化領域の外資導入に関する若干意見』：
<http://www.qdshibei.gov.cn/Article.asp?articleid=225>
3. 『インターネット情報サービス管理弁法』：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/200009/20000900125831.shtml>
4. 『インターネットニュース情報サービス管理規定』：
http://www.gzca.gov.cn/news/20060914/20060914114220517421048_0.html

15. 携帯電話付加価値サービス

Q：中国で携帯電話にサービスを提供する専門的な会社を設立したいのですが、どのような規制がありますか。

A：

携帯電話への付加価値サービスとは、電信運営業者または電信付加価値サービスの提供者（SP）が公共ネットワーク資源その他通信設備を基に開発した付加価値通信サービスです。例えば、携帯電話の利用者に待ち受け画面、着メロ、ゲームのダウンロードサービス、ショートメッセージサービス（SMS）、無線 LAN アクセスサービス等の提供など。

携帯電話の付加価値サービスは、付加価値電信業務に属します。2007年改定の『外商投資産業指導目録』に拠れば、外商投資付加価値電信業務は制限類に属し、外資の出資比率は50%を超えることはできません。

投資形態、投資比率、資本金

外国投資電信企業は中外合弁または中外共同経営（合作）の形式でしか設立することができません。付加価値電信業務に従事する外資電信企業の外国側投資者の企業における出資比率は、50%を超えることはできません。

外資電信企業の資本金は以下の規定に適合しなければなりません。

- （一） 全国規模の、または省、自治区、直轄市の範囲を超える付加価値電信業務に従事する場合、最低資本金は1,000万人民元である。
- （二） 省、自治区、直轄市内で付加価値電信業務を営む場合、最低資本金は100万人民元である。

投資者の資格条件

付加価値電信業務に従事する外国側者は、これまで付加価値電信業務に従事してきた経験と実績を備えていなければなりません。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：外国投資者が中国側投資者と共同出資し付加価値電信業務に従事する企業を設立する場合、初めに工業・情報化部の行政許可を取得しなければなりません。

省、自治区、直轄市の範囲を超えて付加価値電信業務に従事する外資電信企業の審査手続きは以下のとおりです。

1. 中国側主要投資者が地方通信管理局に申請します。
2. 地方通信管理局は工業・情報化部に送付しその審査を受けますが、その審査期間は90日です。認可された場合、「外商投資経営電気通信業務査定意見書」が交付されます。
3. 中国側投資者が「外商投資経営電気通信業務査定意見書」により地方商務主管部門に契約書、定款を提出します。
4. 地方商務主管部門が第一次審査終了後、商務部に届け出ます。商務部は90日以内に審査を終了し、審査を通過した場合は、許可証書が交付されます。
5. 中国側投資者が工業・情報化部で「電信業務経営許可証」の手続きを行いません。
6. 中国側投資者が引き続き、工商、外貨、税務、財政、税関などの手続きを行いません。

省、自治区、直轄市内において付加価値電信業務に従事する外商投資電信企業の審査手続きは以下のとおりです。

1. 中国側主要投資者が地方通信管理局に申請します。
2. 地方通信管理局が申請受理日より60日以内に意見を記入し署名します。承認された場合、工業・情報化部の審査に回されます。
3. 工業・情報化部は30日以内に審査を終了し、審査に通過した場合、「外商投資経営電気通信業務査定意見書」が交付されます。
4. 中国側投資者は「外商投資経営電気通信業務査定意見書」により地方商務主管部門に契約書、定款を提出します（合弁、合作企業の場合。独資企業は定款のみ）。地方商務

主管部門は 90 日以内に審査を終了し、審査に通過した場合、許可証書が交付されます。

5. 中国側投資者が工業・情報化部に対し「電信業務経営許可証」の手続きを行います。
6. 中国側投資者は引き続き、工商、外貨、税務、財政、税関などの手続きを行います。

Q：他に注意すべきことはありますか。

A：電信産業は中国において制限産業に該当するため、以下の 3 点に注意する必要があります。

- 1、 投資者に対する条件が厳しく、外国の自然人が電信産業に投資することは認められていません。外国企業は自国の電信経営許可証および前年度の会社年度報告ならびに経験と実績を証明する資料を提供する必要があります。
- 2、 認可を得るのが困難であると同時に、電信企業の申請手続きに時間がかかり、申請開始から営業許可証取得まで、書類に不備がない場合でも、例えば付加価値電信業務では 6 ヶ月前後を要します。実際、ここ 5 年間で、国の審査を通過した外資電信企業は非常に少ないです。
- 3、 現在、多くの外国投資者は、現有の電信付加価値サービス供給業者の一部持分買い取りを通じて付加価値サービス業に従事しています。

政府連絡情報

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
住所：北京市東長安街 2 号
2. 工業・情報化部：<http://www.miit.gov.cn/>
窓口：電信管理局
電話：+86-10- 68206133
住所：北京市西長安街 13 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：

www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf

2. 『外商投資電信企業管理規定』:

<http://www.ycst.gov.cn/09v2/lenrong1.asp?ArticleID=713>

3. 『電信條例』:

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293877/n11301753/n11496139/11537485.html>

16. 電気通信企業

Q：中国の電気通信産業は対外的に開放していますか？投資できる場合、その条件はどのようになっていますか。

A：2007年に改訂された『外商投資産業指導目録』によれば、電気通信（以下、「電信」という）産業は制限類として、付加価値電信業務（外資出資比率は50%を超えない）、基礎電信業務（外資出資比率は49%を超えない）となっています。

業務の種類

『中華人民共和国電信条例』によれば、基礎電信業務とは基本的な電信業務のことであり、公共ネットワークの基礎施設、公共データ伝送と基本通話音通信サービスの業務を提供することを指し、固定通話業務、ネットワークアクセス業務、集群通信業務（中国語名）などがこれにあたります。付加価値電信業務とは、公共ネットワーク基礎施設を利用して提供する電信と情報サービス業務のことを指し、電子メールボックス、ビデオテックス、電子データ交換サービス（EDI）、FAX 蓄積転送、オンラインデータベース検索、国際インターネット、音声情報業務などがそうです。

投資形態、投資比率、資本金

外国投資電信企業は中外合弁または中外共同経営（合作）の形態でしか設立することができません。基礎電信業務（無線通信業務は除く）に従事する外国投資電信企業の外国側投資者の企業における出資比率は49%を超えず、付加価値電信業務と基礎電信業務の中の無線通信業務に従事する外国投資電信企業の外国側投資者の企業における出資比率は、50%を超えてはいけません。

外国投資電信企業の資本金は以下の規定に適合しなければなりません。

（一）全国規模の、または省、自治区、直轄市の範囲を超える基礎電信業務に従事する場合、最低資本金は10億人民元である。付加価値電信業務に従事する場合、最低資本金は1,000万人民元である。

(二) 省、自治区、直轄市内で基礎電信業務を営む場合、最低資本金は 1 億人民元である。付加価値電信業務に従事する場合、最低資本金は 100 万人民元である。

投資者の資格条件

基礎電信業務に従事する外国投資電信企業の中国側主要投資者は以下の条件を満たさなければなりません。

- (一) 法に基づき設立した会社であること。
- (二) 経営活動に相応しい資金と専門人員を有すること。
- (三) 国務院情報産業主管部門が定める特定業界に対する審慎（周到かつ慎重の意）性要求に適合すること。

上述の外国投資電信企業の中国側主要投資者とは、中国側全投資者のうち出資額が最も多く、中国側全投資者の出資総額の 30%以上を占める投資者を指します。

基礎電信業務に従事する外国投資電信企業の外国側主要投資者は以下の条件を満たさなければなりません。

- (一) 企業法人資格を有すること。
- (二) 登記した国または地区で基礎電信業務経営許可証を取得していること。
- (三) 経営活動に相応しい資金と専門人員を有すること。
- (四) 基礎電信業務に従事した良好な業績と運営実績を有すること。

外国投資電信企業の外国側主要投資者とは、外国側全投資者のうち出資額が最も多く、外国側全投資者の出資総額の 30%以上を占める投資者を指します。

付加価値電信業務に従事する外国投資電信企業の外国側主要投資者は、付加価値電信業務に従事してきた良好な業績と運営実績を有していなければなりません。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：外国側投資者が中国側投資者と共同出資し電信業務に従事する企業を設立する場合、初めに工業・情報化部の行政許可を取得しなければなりません。

基礎電信業務または省、自治区、直轄市の範囲を超える付加価値電信業務に従事する外国投資電信企業の審査手続きは以下のとおりです。

1. 中国側主要投資者が地方通信管理局に申請を提出します。
2. 地方通信管理局が工業・情報化部の審査に回します。基礎電信業務に該当する場合は180日以内、付加価値電信業務に該当する場合は90日以内に審査が終了します。認可した場合には「外商投資経営電気通信業務査定意見書」を交付します。
3. 中国側主要投資者が「外商投資経営電信業務査定意見書」をもって地方商務主管部門に契約書、定款を提出します。
4. 地方商務主管部門が初歩的審査終えた後、商務部に届け出ます。届出を受けた商務部は90日以内に審査を終了し、認可した場合、批准証書を交付します。
5. 中国側主要投資者が工業・情報化部で「電信業務経営許可証」の手続きを行います。
6. 中国側主要投資者が引き続き、工商、外貨、税務、財政、税関などの手続きを行います。

省、自治区、直轄市内において付加価値電信業務に従事する外国投資電信企業の審査手続きは以下のとおりです。

1. 中国側主要投資者が地方通信管理局に申請を出します。
2. 地方通信管理局が申請を受理した日より60日以内に意見を書き込んで署名します。承認した場合、工業・情報化部の審査に回します。
3. 工業・情報化部は30日以内に審査を終了し、認可した場合、「外商投資経営電信業務査定意見書」を交付します。
4. 中国側主要投資者は「外商投資経営電信業務査定意見書」をもって地方商務主管部門に契約書、定款を提出します。地方商務主管部門は90日以内に審査を終了し、認可した場合、批准証書を交付します。
5. 中国側主要投資者が工業・情報化部に対し「電信業務経営許可証」の手続きを行います。
6. 中国側主要投資者は引き続き、工商、外貨、税務、財政、税関などの手続きを行います。

Q: 他にになにか注意すべきことがありますか。

A：電信産業は中国において制限類産業にあたり、以下の 3 点に注意する必要があります。

1. 投資者に対する条件が高く、外国の自然人が電信産業に投資することは認められていません。外国企業は自国の電信経営許可証、ならびに以前の会社年度報告および運営実績と業績が良好であったことを証明する資料を提供する必要があります。
2. 認可を得ることが困難である一方、電信企業の申請手続きに時間がかかり、申請開始から営業許可証取得まで、書類に不備がない場合でも、基礎電信業務で 10 ヶ月前後、付加価値電信業務で 6 ヶ月前後を要します。実際、ここ数年間で、国の審査を通過した外国投資電信企業は非常に少ないです。
3. 投資する事業が移動通信端末企業である場合には、さらに『移動通信システム及び端末投資事業認可の若干規定』の規定を満たす必要があります。事業申請者は専門的に電子情報製品の研究開発、生産及び販売を行う企業でなければなりません。中でも移動通信システム投資事業の最低資本金は 3 億人民元、移動通信端末投資事業の最低資本金は 2 億元となっています。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
 窓口：商務部外資司服務貿易処
 電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
 住所：北京市東長安街 2 号
2. 工業・情報化部：<http://dgj.miit.gov.cn/>
 窓口：電信管理局
 電話：+86-10-68206133
 住所：北京市西長安街 13 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『外商投資電信企業管理規定』：
<http://www.ycst.gov.cn/09v2/lenrong1.asp?ArticleID=713>

3. 「国務院の『外商投資電信企業管理規定』修正に関する決定」:

http://www.gov.cn/zwjk/2008-09/12/content_1094487.htm

4. 『中華人民共和国電信条例』:

<http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293877/n11301753/n11496139/11537485.html>

17. ソフトウェア開発および関連サービス企業

Q：中国でソフトウェア開発とその関連サービス業に投資したいと考えていますが、どのような規制がありますか。

A：2007年度版の『外商投資産業指導目録』では、ソフトウェア開発及びその関連サービスについて以下のように規定しています。

1. 奨励類第3類第21項：ソフトウェア製品の開発、生産。
2. 奨励類第7類：外注請負の方式で、システム運用管理とメンテナンス、ITサポート管理、銀行のバックオフィス、財務決済、HR、ソフトウェア開発、コールセンター、データ処理などIT及び業務処理に従事すること。

外国企業のソフトウェア開発及び関連サービス企業に対する投資には制限は無く、外国投資者は独資、合弁、共同経営などの形式でこうした企業を設立することができます。

ソフトウェア開発及びその関連サービス企業は国家の発展促進産業であるため、一定の優遇政策を受けることができます。

1. 2000年6月24日より2010年末まで、増値税の一般納税者が自ら開発生産したソフトウェア製品を販売する場合、17%の増値税が徴収された後、増値税の実際の税負担分の3%を超える部分については、ソフトウェア製品の研究開発や拡大再生産に使用されることを条件として税還付されます。還付税額に対しては、企業所得税が課されることはありません。
2. 増値税の一般納税者が輸入したソフトウェアを使用地域に合わせて改造改良の上販売した場合、販売されたソフトウェアに対しては自社開発生産のソフトウェア製品に関する優遇税制が適用されます。ここでいう改良改造とは輸入ソフトウェアに対する積極的な設計、改良等をいい、単なる漢字化処理は含みません。
3. 認定を受けた新設ソフトウェア生産企業に対し、利益が発生した年度から数えて一年目と二年目は企業所得税が免除され、三年目から五年目までは企業所得税額が50%免除されます。
4. 国の指定した重点ソフトウェア生産企業で、当年度に免税政策を受けていないもの対

しては、企業所得税が10%減額徴収されます。

5. ソフトウェア生産企業と認定された場合、同企業の生産に必要な自家用設備、契約により設備に付随して輸入される技術（ソフトウェアを含む）および部品、備品については、『外資事業非免税輸入商品目録』および『国内投資事業非免税輸入商品目録』に掲げられた商品を除き、関税および輸入増徴税が免除されます。
6. 企業のソフトウェア購入にあたり、購入原価が固定資産基準に達しているか、または無形資産に該当する場合は、固定資産もしくは無形資産として計算されます。減価償却、もしくは償却年数は最短で2年まで短縮することができます。

優遇税制を享受できるソフトウェア開発企業は下記の条件を備えている必要があります。

1. 省級の情報産業主管部門のソフトウェア企業認定証書を取得していること。
2. コンピューターソフトウェア開發生産、システム集積、応用その他関連技術サービスを主な業務とすること。単にソフトウェアの貿易に従事するだけの企業は含まれません。
3. 一種以上の自社開発した、または自身知的財産権を有するソフトウェア製品を所有していること、もしくは品質等級認定証を取得しているコンピューター情報システム集積などのサービスが提供できること。
4. ソフトウェア開発及び関連技術サービスなどの業務に必要な技術設備や経営場所を有すること。
5. ソフトウェア製品の開発と技術サービスに従事する技術スタッフ数が企業の職員総数に占める割合が50%を下回らないこと。
6. ソフトウェア技術及び製品の研究開発経費が企業のソフトウェア収入の8%以上を占めていること。
7. 年間ソフトウェア販売収入の割合が企業の年間総収入の35%以上に達し、その内、自主生産ソフトウェア収入がソフトウェア総販売収入の50%以上を占めていること。

ソフトウェア企業の認定基準は工業・情報化部が教育部、科学技術部、国家税務総局などの関係部門と共同で制定します。地方（市）級以上のソフトウェア協会もしくは関連協会が第一次選考を行い、同級の情報産業主管部門の審査と、同級の税務部門の許可を得た後、認定ソフトウェア企業として正式な公表リストに記載されることにより、優遇税制を享受することができます。

国の指定する重点ソフトウェア企業になるためには、国家発展と改革委員会、商務部、工業・情報化部、国家税務総局が共同で決定した重点ソフトウェア企業リストに記載され、中国ソフトウェア協会認定の国家重点ソフトウェア企業証書を取得していなければなりません。

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A：外国企業がソフトウェア開発及び関連サービス企業に投資する場合、以下のような順序で申請を行います。

1. ソフトウェア開発及び関連サービス企業は、地方の商務主管部門が一定の権限において審査を行います。上海を例にすると、投資総額が1億米ドル以下の外国投資によるソフトウェア開発及び関連サービス企業の設立と変更申請は、区県商務主管部門が受理し、投資総額が1億米ドル以上（1億米ドルを含む）の外国投資によるソフトウェア開発及び関連サービス企業の設立と変更申請は、上海市商務委員会が受理します。上海の審査期間は15～20営業日です。
2. 工商登記などの手続きを行う。
3. 営業許可証の取得後、条件を満たしている企業は、現地の業界協会にソフトウェア企業認定を申告し、工業・情報化部または地方電信管理部門の認定を経て優遇を受けることができます。

投資者は商務主管部門に下記の資料を提出します。

1. 外国企業投資コンピューターソフトウェア開発及び関連サービス企業設立の申請書。
2. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
3. 外国側投資者の銀行信用証明。
4. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
5. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りです）。
6. 各投資者の法定代表者の証明。
7. 名称仮登記通知書。
8. 経営場所証明。
9. その他審査機関が提出を求める資料。

政府の関連窓口

1. 商務部外資司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
連絡窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197852、+86-10-65197875
住所：北京市東長安街 2 号
2. 工業・情報化部：<http://www.miit.gov.cn/>
電話：+86-10-68206133
住所：北京市西長安街 13 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf>
2. 『ソフトウェア産業と集積回路産業発展を奨励するための若干の政策』：
<http://xxb.chinawuxi.gov.cn/zcfg/xzfg/137965.shtml>
3. 『ソフトウェア企業認定基準及び管理弁法（試行）』：
http://fgj.yiwu.gov.cn/xxh/200904/t20090413_185975.html
4. 財政部、国家税務総局、海関総署『ソフトウェア産業と集積回路産業の発展を奨励することに関する税収政策問題についての通知』：
<http://www.zjtax.gov.cn/sftd/flfgk/zhsszc/ybgd/200301010999.shtml>
5. 財政部、国家税務総局『ソフトウェア産業と集積回路産業の発展を更に奨励するための税収政策に関する通知』：
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480949/n644766/1014765.html>

18. 教育業

Q: 中国で教育ビジネスに投資しようと思っていますが、どのような規制がありますか。

A: 2007年度版の『外商投資産業指導目録』では、教育業を下記の通り規定しています。

1. 奨励類は第10類：高等教育機関（合弁、合作（共同経営）に限られる）。
2. 制限類は第12類：普通高校教育機関（合弁、合作（共同経営）に限られる）。
3. 禁止類は第9類：義務教育機関、軍事、警察、政治及び共産党学校など特殊分野の教育機関。

『中外合作学校設立条例』およびその実施弁法に基づき、外国投資者は中国の教育機関と共同で教育機関を設立することができます。但し、投資者の資格、業務範囲、投資方法、管理機構の各方面に一定の制限があります。

投資者の資格	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外国側投資者は外国の教育機関、訓練機関でなければならない。外国の宗教組織、宗教機関、宗教学校及び宗教の教職員は中国国内で中外共同による学校経営活動に従事してはならない。 2. 中国投資者は法人資格を持つ中国の教育機関でなければならない。
業務範囲	<ol style="list-style-type: none"> 1. 中外共同で学校を設立する者は、共同で各種の教育機関を設立することができる。 2. 中外共同で学校を設立する者は、学校教育及び独学者の受験準備指導、各種専門学校やカルチャーセンター、児童教育などの中外共同学校経営事業を行うことができる。
投資方法	中外合作（共同経営）

注) 中外合弁による教育機関の設立手続き法規および設立事例は確認されていない。

Q： 具体的な審査許可手続きはどのようなものですか。

A： 中外共同学校経営機関の従事する業務の違いにより、審査機関も異なってきます。

1. 中外共同学校経営者が中外共同学校経営機関の設立を計画する、または事業を申請する場合は、通常中国教育機関を通じて毎年3月もしくは9月に申請を提出します。
2. 本科以上の大学、大学院教育を実施する中外共同学校経営機関を設立申請する場合は、国務院教育行政部門の審査を受けます。
3. 高等専門学校（中国語：専科）教育及び正規の学校教育制度以外の高等専門教育（例：高卒者への専門教育、成人学校等）を実施する中外共同学校経営機関を設立申請する場合は、設立しようとする機関の所在地の省級人民政府で審査を受けます。
4. 中学、高等学校教育及び独学者の受験準備指導、各種専門学校やカルチャーセンター、児童教育などの中外共同学校経営機関を設立申請する場合は、同機関を設立しようとする所在地の省級人民政府教育行政部門で審査を受けます。
5. 職業技能訓練を実施する中外共同学校経営機関（各種語学類、IT類、会計類、職業技術類の訓練機関を含む）を設立申請する場合は、機関を設立しようとする所在地の省級人民政府労働行政部門で審査を受けます。

中外共同で学校経営機関を設立するための手続きは以下の通りです。

1. 中外共同学校経営機関を設立する場合、設立準備過程および正式な設立過程の2段階に分けられます。但し、学校設立の諸条件を具備し、一定の基準に達している場合は、直接正式な設立過程に進むことができます。
2. 中外共同学校経営機関の設立準備を申請する場合は、審査機関は申請受理日から45営業日以内に許可の可否の決定しなければなりません。許可を与えた者に対しては設立準備許可書が発行されます。同許可を得て中外共同学校経営機関の設立を申請する者は、許可日から3年以内に正式な設立申請を提出しなければなりません。設立準備期間中に学生を募集することは許されていません。
3. 正規の学校教育制度以外の教育を実施する中外共同学校経営機関の正式な設立を申請する場合は、審査を行なう機関は申請受理の日より3ヶ月以内に許可の有無の決定を行わなければならないとされています。正規の学校教育を実施する中外共同学校経営機関の正式な設立を申請する場合は、審査機関は申請受理の日より6ヶ月以内に許可の可否の決定を行わなければならないことになっています。許可が与えられた者に

は、中外共同学校経営許可証が発行されます。

中外共同学校経営機関の設立準備を申請する場合、主に以下の書類を提出しなければなりません。

1. 設立申請報告、主に以下の内容が含まれている必要があります。 中外共同学校の設立経営者、設立しようとする中外共同学校経営機関の名称、育成目標、学校の経営規模、学校の種類、学校経営形式、学校経営条件、内部管理体制、経費調達及びその管理使用など。
2. 共同経営協議書。提携期限、争議解決方法などの内容が含まれている必要があります。
3. 資産の出所、資金額及び証明書類（財産権が明記されていること）。
4. 中外共同学校設立経営者の投資額の 15%を下回らない始動資金が入金されていることの証明。

正式な設立申請を行う場合は、主に以下の書類を提出しなければなりません。

1. 正式な設立申請書。
2. 設立準備許可書。
3. 設立準備状況報告書。
4. 中外共同学校経営機関の定款、第一回理事会、董事会もしくは共同管理委員会の構成員名簿。
5. 中外共同学校経営機関の資産の証明書類。
6. 校長もしくは主な管理責任者、教師、財務会計人員の資格証明書類。

Q：そのほか、何か注意すべき事項はありますか。

A：

1. 中外共同学校経営機関は資金、実物、土地使用权、知的財産権その他の財産を学校経営への投資としなければなりません、知的財産権の投資は通常各自の投資部分の三分の一を超えてはなりません。
2. 法人資格を有する中外共同学校経営機関は、理事会もしくは董事会を設立しなければならず、法人資格を持たない中外共同学校経営機関は共同管理委員会を設立しなければなりません。

3. 中外共同学校経営機関の校長もしくは主要管理責任者は、中華人民共和国の国籍を有し、審査許可機関により審査されている必要があります。
4. 中外共同学校経営機関が任用する外国籍教師及び外国籍管理職員は、学士以上の学位および相応の職業資格証明書、更に2年以上の教育経験を有していなければなりません。
5. 中外共同学校経営機関は分支機構を設立してはならず、その他の中外共同学校経営機関を設立することはできません。
6. 実務上、コンサルティング会社により「特定の顧客、特定の人員に対する短期的なビジネス関連の研修（たとえば、2～3日の管理職研修、ビジネスマナー研修等）」が開催される例が多く見られます。短期のビジネス研修費用は、通常、研修を委託する企業が、コンサルティング料の名目でコンサルティング会社に支払いを行い、コンサルティング会社によりコンサルティング料の領収書が発行されます。実際、このような短期のビジネス研修業務を営むコンサルティング会社は、基本的に、不特定多数の個人に向けて講習を募ることはありません。その為、個人の申し込みは受け付けず、個人から学費を取ることもありません（個人向けの研修コンサルティングは、中国の政府部門により「経営範囲を超えて教育業を営んでいる」と見なされやすく、処罰を科されます）。

厳密に中国の法律から言うと、短期のビジネス研修業務を営む企業は、同様に中外共同学校経営許可証を取得しなければなりません。ただし、このような研修は、不特定多数の個人に向けて公募するものではないため、完全に合法ではありませんが、実務においては普遍的に使用されています。また、このような活動が政府部門により取締りを受ける事例も少ないです。

政府の関連窓口

1. 商務部外資司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
 電話：+86-10-65197852、+86-10-65197875
 住所：北京市東長安街2号
2. 教育部：<http://www.moe.gov.cn/>
 連絡窓口：国際合作与交流司
 電話：+86-10-66096327
 住所：北京市西单大木倉胡同37号

参考法規

1. 『外商投資產業指導目錄』：
<http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf>
2. 『中外合作學校設立條例』：
<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/23/info5923.htm>
3. 『中外合作學校設立條例實施辦法』：
<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/27/info5927.htm>
4. 『中外合作職業技能訓練學校設立管理辦法』：
http://www.molss.gov.cn/gb/zxwj/2006-08/21/content_129126.htm

19. レジャー産業

Q：中国でレジャー産業への投資を考えていますが、どのような規制がありますか。

A：2007年度版の『外商投資産業指導目録』はレジャー産業（娯楽業）を下記の通り規定しています。

1. 奨励類第12類：上演施設の経営（中国側の出資が過半数を占めること）。
2. 制限類第14類：ラジオテレビ番組制作及び映画製作の個別プロジェクト（共同経営のみ許可）、映画館の建設、経営（中国側の出資が過半数を占めること）、大型テーマパークの建設、経営、興行プロダクション（中国側の出資が過半数を占めること）、レジャー施設の経営（合弁、共同経営のみ許可）。
3. 禁止類第10類：以下の事業への投資は禁止されています。映画製作会社、配給会社、ビデオ放映会社。ニュース発信ウェブサイト、インターネット視聴サービス、インターネットアクセスサービス店（ネット・バー等）、インターネットカルチャー事業。ゴルフ場の建設、経営。賭博業（賭博類や競馬場を含む）、風俗業。

外国企業の映画館に対する投資には以下のような制限と条件が定められています。

1. 出資方式：外国出資者は中国側出資者との合弁、共同経営(合作)などの方式でのみ映画館の設立と経営を行うことができ、外国出資者の独資による映画館設立は許されていません。香港、マカオのサービス業者に対しては、大陸で合弁、共同経営（合作）または独資により映画館を新設、改築または経営することや、大陸に独資会社を設立し、異なった地域で複数の映画館を新設もしくは改築し、映画上映を行うことが認められています。
2. 出資比率：外国側の出資比率は49%を越えることはできません。試行地である北京、上海、広州、成都、西安、武漢、南京の各都市では、外国側の出資比率は最高75%を越えることはできません。香港、マカオのサービス業者が大陸で映画館に投資する場合、出資比率は最高100%です。
3. 資本金：600万人民元を下回ることはできません。
4. 経営期間：30年を超えることはできません。

外国企業のレジャー施設の経営に対する投資には以下のような制限と条件があります。

1. 出資方式：レジャー施設の経営は中国側との合弁、共同経営に限られ、独資によるレジャー施設の経営は認められません。
2. 資本金：登録資本金は3万人民元を下回ることができません。ただし、通常審査部門は登録資本金と経営規模が適合していることを求めます。登録資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可を得られません。
3. その他の条件：
 - (1) レジャー施設の使用面積は、国務院文化主管部門の規定する最低基準を下回ることができません。電子ゲーム機を含む遊戯レジャー施設を設立する場合は、国務院文化主管部門の定めた店舗数及び店舗配置に関する条件に適合していなければなりません。
 - (2) 文化主管部門がレジャー施設開設を審査する際は、聴取が行われます。
 - (3) ディスコ等の歌舞レジャー施設は国務院公安部門の規定に従い、営業場所の出入り口、主要通路にケーブルテレビ監視設備を設置する必要があります。
 - (4) ゲームセンター等遊戯レジャー施設には賭博機能を持つ電子ゲーム機の型式、機種、基板などを備えた遊戯設備を設置してはならず、現金もしくは有価証券を賞品として、賞品の買取を行ったりすることはできません。
 - (5) 歌舞レジャー施設は未成年者を入場させることはできません。
 - (6) 毎日深夜2時から午前8時までは、レジャー施設を営業することはできません。

外国企業が演出事務所や公演施設の経営に投資する際の制限と条件は下記の通りです。

1. 出資方式：興行プロダクション、上演施設の経営は中国側との合弁、共同経営などに限られますが、外国投資者の独資による経営は許されていません。香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者は大陸で合弁、共同経営（合作）、独資で興行プロダクションや上演施設経営企業を設立することができます。香港特別行政区、マカオ特別行政区の上演施設経営企業は大陸に支社を設立することができます。
2. 出資比率：中外合弁で興行プロダクションや公演施設経営事業を営む場合、外国出資者の出資比率は49%を越えることはできません。中外共同で興行プロダクション、上演施設経営事業を営む場合、中国側の共同経営者が経営主導権を持つ必要があります。
3. 資本金：2名及びそれ以上の投資者がいる場合、登録資本金は3万人民元を下回ることができません。投資者が1名のみの場合、登録資本金は10万人民元を下回ってはなりません。ただし、通常審査部門は登録資本金と経営規模が適合していることを求めます。

登録資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可を得られません。

注)

香港及びマカオの投資者は中国大陸で外商独資による興行プロダクション等を設立することができます。その為、実際には外商独資によるこの業界の会社も存在します。

Q：具体的な審査手続きは怎么样了か。

A：外国企業が映画館に投資する場合は、下記の順序で申請します。

1. 共同経営の中国側が所在地の省級商務行政部門に申請し、主に下記の資料を提出します。
 - (1) 外国企業投資映画館設立の申請書。
 - (2) F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
 - (3) 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
 - (4) 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
 - (5) 外国側投資者の銀行信用証明。
 - (6) 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りません）。
 - (7) 各投資者の法定代表者の身分証明。
 - (8) 経営場所証明。
 - (9) 名称仮登記通知書。
 - (10) その他審査機関が求める資料。
2. 所在地の省級商務行政部門が省級映画行政部門の同意を得た後、国の外国投資に関する法律、法規に従い審査を行い、商務部、国家ラジオ映画テレビ総局、文化部に届け出ます。設立が認可された外資企業には、「外商投資企業許可証書」が発行されます。
3. 設立が認可された外資映画館は、「外商投資企業許可証書」受領の日から 1 ヶ月以内に同証書により工商行政部門で登記を行います。
4. 外資映画館の建設、改築完了後、関係部門の検収に合格した場合、「外商投資企業許可証書」、「営業許可証」により省級の映画行政部門から「映画上映経営許可証」を取得した後初めて映画上映を行うことができます。

外国企業がレジャー施設に投資する場合、下記の順序で申請します。

1. 共同経営の中国側が所在地の省級商務行政部門に申請し、主に下記の資料を提出します。
 - (1) 外国企業投資文化レジャー企業設立の申請書。
 - (2) E/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
 - (3) 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
 - (4) 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
 - (5) 外国側投資者の銀行信用証明。
 - (6) 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りません）。
 - (7) 各投資者の法定代表者の身分証明。
 - (8) 経営場所証明。
 - (9) 名称仮登記通知書。
 - (10) その他審査機関が求める資料。
2. 所在地の省級商務行政部門が省級の文化主管部門と共に審査を行います。設立が認可された場合、認可書類が発行されます。
3. 出資者は公安治安、文化、衛生防疫などの行政管理部門で、関連許可を申請、取得します。
4. 出資者は「外商投資企業許可証書」を受領し、引き続き工商などの手続きを行います。

外国企業が興行プロダクション、上演施設の経営企業に投資する場合、下記の順序で申請します。

1. 共同経営の中国側が所在地の省級文化主管部門に申請し、主に下記の資料を提出します。
 - (1) 外国企業投資興行プロダクション、上演施設経営企業設立の申請書。
 - (2) E/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
 - (3) 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
 - (4) 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
 - (5) 外国側投資者の銀行信用証明。
 - (6) 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りません）。
 - (7) 各投資者の法定代表者の身分証明。

- (8) 経営場所証明。
 - (9) 名称仮登記通知書。
 - (10) 興行プロダクションを設立する場合、スタッフの資格証明を提出。
 - (11) 資金証明。
 - (12) その他審査機関が求める資料。
2. 省級文化主管部門は申請を受領の日から 20 日以内に審査意見を提出し、文化部に報告します。文化部は 20 日以内に決定を出します。認可された者には営利上演許可証を発行します。
 3. 営利上演許可証を取得した後、省級の商務主管部門に報告します。一次審査後、商務部に報告します。認可を与えられた場合、外商投資企業許可証書が発行されます。
 4. 出資者は引続き工商登記などの手続きを行います。

Q：他にになにか注意すべきことがありますか。

A：ほかに、以下の 3 点に注意する必要があります。

1. ここ数年の状況からみると、上述のような法律規定はあるものの、外商投資レジャー企業の設立審査は依然として非常に厳しいものです。
 現在、客観的な事情から監督管理が非常に難しいため、中国政府はレジャー施設、特に外国投資によるレジャー施設を多く新設することを望みません。投資者が上述の設立条件を満たしていても、外国投資によるレジャー企業の設立申請に対し様々な理由により審査を引き延ばしたり不認可とするなどしています。その為、投資者はレジャー企業の設立決定に先立って、現地の政府部門に対し十分な説明とコミュニケーションが必要となります。
2. 2010 年 1 月 1 日より、レジャー施設は自ら警備員を採用してはならず、警備サービス会社から任用しなければなりません。
3. 上海では、2010 年 3 月 1 日より、KTV、ゲームセンターなどのレジャー施設は、喫煙区を設けることができるようになりました。また、喫煙区のほかの区域または喫煙区を設けていない飲食店では、全面的に禁煙となります。

政府の関連窓口

1. 商務部外資司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

連絡窓口：商務部外資司服務貿易處

電話：+86-10-65197852、+86-10-65197875

住所：北京市東長安街 2 号

2. 文化部：<http://www.ccnt.gov.cn/>

連絡窓口：文化部文化市場司

電話：+86-10-59881880

住所：北京市東城区朝陽門北大街 10 号

3. 国家広播電影電視総局：<http://www.chinasarft.gov.cn/>

電話：+86-10-86092707

住所：中国北京西城区復興門外大街 2 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：

www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf

2. 『外商投資映画館暫定規定』：

<http://www.hbwh.gov.cn/Article/HTML/715.shtm>

3. 『外商投資映画館暫定規定』の補充規定：

<http://www.sarft.gov.cn/articles/2005/05/08/20070924100619200987.html>

4. 『外商投資映画館暫定規定』の補充規定二：

<http://www.sarft.gov.cn/articles/2006/02/20/20070924093120170800.html>

5. 『娛樂施設管理条例』：

<http://wh.zhanhua.gov.cn/ZCFG/2010/122/1012291010DF6K4HEDAC346IAE79E9.html>

6. 『営業性公演管理条例』：

<http://wgj.sh.gov.cn/node2/node741/node744/node847/node848/u1a36725.html>

7. 『営業性公演管理条例実施細則』：

<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/gwybmgz/200912/20091200145484.shtml>

8. 『保安服務管理条例』：

http://www.gov.cn/zwzk/2009-10/19/content_1443395.htm

9. 『上海市公共場所喫煙抑制条例』：

http://www.wmsh.gov.cn/xinwen/200912/t20091220_79392.htm

20. 社会福祉業

Q：中国で社会福祉業に投資したいと思いますが、どのような規制がありますか。

A：

『社会福祉機関管理暫定弁法』によれば、社会福祉機関とは、国、社会組織及び個人の設立した、老人、障害者、孤児及び遺棄児童の介護、健康回復、託児保育などのサービスを提供する機関です。主に以下のものが含まれます。

1. 老人社会福祉機関：老人社会福祉院、養老院、老人ホーム、老人介護院、老人預り所、老人福祉センター。
2. 障害者社会福祉機関：身体、知力、視力、聴力、言語、精神の障害者のため、機能回復のための補助器具を提供し、回復治療、リハビリ、障害者教育、介護及び預かりサービスを行う社会福祉機関。
3. 児童社会福祉機関：児童福祉院、社会福祉院、SOS 児童村、孤児学校、障害児童健康回復センター。

2007 年度版『外商投資産業指導目録』によれば、外国企業が老人、障害者及び児童のための社会福祉に投資することは、奨励類に該当します。

『社会福祉機関管理暫定弁法』によれば、香港、マカオ、台湾地区の組織及び個人、外国申請者は合弁、共同経営（合作）の形式で社会福祉機関を設立することができます。

社会福祉機関は企業法人ではありません。その為、中国法では社会福祉機関を設立する場合の資本金に関する条件はありません。但し、社会福祉機関の正常な経営と運営を保証するために、投資者は社会福祉機関に対しその経営規模に見合った設立経費を提供しなければなりません。その設立経費の金額について、中国各地の政府部門の条件は必ずしも一致するものではありません。一部の地区の政府部門は、設立経費について明確な地方性規定を定めています（例えば、大連では、社会福祉機関の設立経費の金額はそのベッド数と関係します。1床につき、投資者はその社会福祉機関に最低 5,000 人民元の設立経費を提供しなければなりません）。また、一部の地区の政府部門は、これについて特に規定しておらず、合理性の原則

に基づいてそれぞれの申請に対し審査、認定を行います。

民政部は 2001 年 2 月 6 日に『老人社会福祉機関基準』、『障害者社会福祉機関基準』、『児童社会福祉機関基準』の 3 つの強制的業界基準を公布しました。上記基準は福祉機関に対する基本的必要条件を定めています。例えば：

1. 食事。主管部門が発行した衛生許可証を持つ食堂で、コックと炊事員が配置されていること。毎月 1 回の食事管理委員会を開催し、関係者の意見を求め、80%以上の満足度を与えること。
2. 住居。使用面積は一人部屋で 10 m²、二人部屋で 14 m²、三人部屋で 18 m²をそれぞれ下回らないこと。合い部屋の居室ではベッド一台の使用面積が 5 m²を下回らないこと。
3. 費用。サービス料金は所在地の物価部門と民政部門の規定に従うこと。料金基準は公開される必要があります。
4. 職員。管理者はソーシャルワークに関する専門知識の研修を受けること。専従スタッフは関連部門が発行した職業資格証書もしくは国家認定の関連専門学校以上の学歴を有すること。専門技術知識のない看護スタッフは事前に研修を受け、省級以上の主管機関の実施する研修試験合格証書を取得しなければ職務につくことができません。

Q： 具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A： 外国企業が社会福祉業に投資する場合の手続きは以下の通りです。

1. 投資者は地方商務主管部門に計画を申請し、地方商務主管部門は申請受理日より 30 日以内に民政部門と共同で審査の上決定を下します。
2. 社会福祉機関の活動開始前に、民生部門に対し検収を申請し、民生部門は申請受理日より 30 日以内に検収を行わなければなりません。検収に合格した場合、民生部門から「社会福祉機関設置許可証書」が発行されます。検収に不合格の者に対しては、同部門から改善意見が書面で申請者に交付されます。
3. 投資者は「社会福祉機関設置許可証書」を取得した後、当地民政部門で登記手続きを行い、「執業証書」を受領します。

投資者は社会福祉機関の計画申請時に以下の資料を提出する必要があります。

1. 申請書、ES 報告。

2. 申請者の資格証明書類。
3. 設立予定の社会福祉機関の資金証明書類。
4. 設立予定の社会福祉機関の施設の証明書類。
5. その他審査機関が提出を求める資料。

「社会福祉機関設置許可証書」の申請には以下の書類を提出する必要があります。

1. 「社会福祉機関設置許可証書」の申請書。
2. 民生部門の発行した社会福祉機関計画許可書。
3. 施設の所有権証明または賃借契約書。
4. 建設、消防、衛生防疫など関係部門の検収報告もしくは審査意見書。
5. 資本金払い込み証明書及び資産評価報告書。
6. 機関の定款及び規程。
7. 管理スタッフ、専門技術スタッフ及び看護スタッフの名簿及び証明書のコピーと業務スタッフの健康証明書。
8. その他提出を求められた資料。

「社会福祉機関設置許可証書」を申請する者は、以下の条件を備えていなければなりません。

1. 定まった施設、備えるべき生活設備及び室外活動用地を有していること。
2. 国家消防安全及び衛生防疫基準に適合し、『老人用施設建築設計基準』及び『障害者の使用に適した都市道路及び建築物設計基準』に適合していること。
3. その活動内容と規模にふさわしい開業準備金を有していること。
4. 完備された定款を持ち、機関の名称が登記機関の規定や条件に適合していること。
5. サービスの実施にふさわしい管理及びサービススタッフを備え、医務スタッフは衛生行政部門の規定する資格条件に適合し、看護スタッフ、業務スタッフは関係部門の規定する健康基準を満足していること。

Q： そのほか、注意すべきことはありますか。

A： 社会福祉機関は社会組織や個人によって設立されるもので、名称は『民間非営利事業者名称管理暫定規定』の関連規定に従い決定する必要があります。

中国は社会福祉機関の性質を公益事業と位置づけ、非営利事業者としており、民生部門に登録します。利益があつたとしても、株主は配当を受けることはできません。これは利益を追求する外国投資者にとっては障害となります。

現在、一部の外国投資者が上海、青島、江蘇などに老人用施設を設立しましたが、社会福祉機関の法律規定が曖昧なため、実務上これら機関の設立手続きは、地方により大きく異なっています。

政府の関連窓口

1. 商務部外資司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
連絡窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197852、+86-10-65197875
住所：北京市東長安街 2 号
2. 民政部：<http://www.mca.gov.cn/index.shtml>
電話：+86-10-58123114
住所：北京市東城区北河沿大街 147 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『社会福祉機関管理暫定方法』：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/199912/19991200147639.shtml>
3. 『老人社会福祉機関基本規範』、『障害者社会福祉機関基本規範』、『児童社会福祉機関基本規範』：
<http://fss.mca.gov.cn/article/ywbz/>
4. 『民間非企業事業者登記管理暫定条例』：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/199810/19981000125672.shtml>
5. 『民間非企業事業者名称管理暫定規定』の発行に関する民政部の通知：
<http://www.shmzi.gov.cn/gb/shmzi/node8/node15/node55/node236/node268/userobject1ai7888.html>
6. 『大連市社会福祉機関管理暫定弁法』：
<http://minzh.dl.gov.cn/show.aspx?id=336&cid=148>

21. フランチャイズ

Q: 中国でフランチャイズ・ビジネスに投資したいと考えていますが、どのような規制がありますか。

A: 『外商投資産業指導目録』では、フランチャイズは制限類に属します。

フランチャイズとは、登録商標、企業ロゴマーク、特許、専有技術などの経営資源を有する企業が、契約形式によりその有する経営資源を他人に使用させ、フランチャイジー（加盟店）は契約に従い統一された経営モデルに従い経営を行い、フランチャイザー（主宰者、本部）に対しフランチャイズ料を支払う経営活動です。企業以外はフランチャイザーになることができません。

フランチャイザーになるには、下記の条件を備えていなければなりません。

1. 成熟した経営モデルを有していること。
2. フランチャイジーのために経営指導、技術サポート及び業務研修などを継続して提供する能力を備え、二店舗以上の直営店を有し、経営期間が1年を超えること。直営店が国外にある場合、フランチャイザーは直営店営業証明（中国語の翻訳文を含む）を提出し、直営店所在地で公証を受け、同地駐在の中国大使館もしくは領事館で認証を受けておく必要があります。

フランチャイズを営むには、フランチャイザーとフランチャイジーが書面でフランチャイズ契約を締結しなければなりません。フランチャイズ契約書は商務主管部門に届出する必要があります。フランチャイズ契約書には下記の内容が含まれていなければなりません。

1. フランチャイザー、フランチャイジーの基本情況。
2. フランチャイズの内容、期間。
3. フランチャイズ料の種類、金額及び支払い方法。
4. 経営指導、技術サポート及び業務研修などの具体的内容とその提供方法。
5. 商品もしくはサービスの品質、品質基準と品質確保のための措置。
6. 商品もしくはサービスの販売促進と広告宣伝。

7. フランチャイズに関わる消費者保護と賠償責任の負担。
8. フランチャイズ契約の変更、解除と終了。
9. 違約責任。
10. 紛争解決方法。
11. その他事項。

フランチャイザーはその情報開示義務の履行として、フランチャイズ契約締結 30 日前までに書面にてフランチャイジーに下記の情報を提供しなければなりません。

1. フランチャイザーの名称、住所、法定代表者、資本金、経営範囲及びフランチャイズ経営の基本情況。
2. フランチャイザーの登録商標、企業ロゴマーク、特許、専有技術及び経営モデルの基本情況。
3. フランチャイズ料の種類、金額と支払い方法（保証金徴収の有無及び保証金の返還条件と返還方法を含む）。
4. フランチャイジーに対し商品、サービス、設備を提供する価格と条件。
5. フランチャイジーに対し提供する経営指導、技術サポート、業務研修等の内容、提供方法及び実施計画。
6. フランチャイジーの経営活動に対し実施する指導、監督の具体的方法。
7. フランチャイジーに対する投資予定額。
8. 現時点での中国国内のフランチャイジーの数、分布地域及び経営状況に関する評価。
9. 最近 2 年間の、会計士事務所が監査した財務会計報告および監査報告の各概要。
10. 最近 5 年間の、フランチャイズ関連の訴訟と仲裁についての情況。
11. フランチャイザー及びその法定代表者に関する重大な違法経営記録の有無。
12. その他国務院商務主管部門の規定する情報。

Q：具体的な審査批准手続きはどのようなものですか。

フランチャイザーはフランチャイズ契約締結の日より 15 日以内に商務主管部門に届け出なければなりません。省、自治区、直轄市の各地域内でフランチャイズを行おうとする者は、

所在地の省級人民政府商務主管部門に届け出なければなりません。省、自治区、直轄市の地域を越えてフランチャイズを行おうとする者は、商務部に届け出なければなりません。フランチャイザーが商務主管部門に届け出ない場合、商務主管部門から1万元以上5万元以下の罰金が科せられ、期限付きの届出を命じられます。期限を過ぎても届出をしない場合、5万元以上10万元以下の罰金が科せられ、公告に記載されます。

フランチャイザーが商務主管部門に届出するに際しては、以下の書類、資料を提出しなければなりません。

1. 営業許可証コピーもしくは企業登記証コピー。
2. フランチャイズ契約書の見本。
3. フランチャイズ運営説明書。
4. 市場発展計画書。
5. その他商務主管部門の規定する書類、資料。

商務主管部門はフランチャイザーの提出した書類、資料を受け取った日より10日以内に審査を行い、フランチャイザーに通知しなければなりません。フランチャイザーが提出した書類、資料に不備がある場合は、商務主管部門は7日以内に書類、資料を補充するよう要求することができます。

Q：それほか何か注意すべき事項はありますか。

A：以下の二点に注意してください。

1. フランチャイジーの利益を保護するため、「商業フランチャイズ管理条例」第13条は、フランチャイジーの同意がなければ、フランチャイズの期間は3年を下回ってはならないと規定しています。フランチャイズ契約中に、フランチャイジーはフランチャイズ契約締結後一定期間内に一方的に契約を解除することができる旨を定めなければならないことになっています。
2. 外国投資による商業企業がフランチャイズに関係する場合、商務部が直接審査を行います。

政府の関連窓口

商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

連絡窓口：商務部外資司服務貿易處

電話：+86-10-65197852、+86-10-65197875

住所：北京市東長安街 2 号

参考法規

1. 『外商投資產業指導目錄』：

www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf

2. 『商業フランチャイズ管理条例』：

http://www.gov.cn/zwgk/2007-02/14/content_527207.htm

3. 『商業フランチャイズ情報開示管理弁法』：

<http://txjy.synggs.mofcom.gov.cn/manager/news.do?method=view&id=1251>

4. 『商業フランチャイズ届出管理方法』：

<http://txjy.synggs.mofcom.gov.cn/manager/news.do?method=view&id=1250>

22. タバコおよび酒類の販売

Q：中国でタバコと酒類の販売に従事したいのですが、どのような規制がありますか。

A：

煙草

国家発展改革委員会より 2007 年 2 月に発布された『煙草専売許可証管理弁法』第十八条では次の通り定めています。「外資による商業企業または自営業者は、煙草専売の卸売業または小売業に従事してはならない。また、特許、フランチャイズその他再投資等の異なった形態により煙草専売の経営に従事してはならない。」

『外商投資商業領域管理弁法』第 17 条には、「卸売業に従事する外資商業企業は、塩、煙草の経営に従事してはならず、小売業に従事する外資企業は煙草の経営に従事してはならない」と規定されています。また、2007 年改正の『外商投資産業指導目録』によると、「煙草の卸売り、小売、配達は制限類産業に該当し、30 社を超える支店を開設し、多数のサプライヤーによる異なる種類のブランド商品の販売に従事するチェーン店は、中国側が過半数の持分を持たなければならない」と規定されています。

上記法律規定には一致しない部分があります。現在、政府当局は外資系の商業企業が煙草の卸売りと小売に従事することを禁止しています。また、實際上政府主管部門が 2008 年末に外資系の商業企業に最後に発行した「煙草専売許可証」もすべて期限切れになっています。その為、現在に至ってはもはや合法的に煙草の卸売もしくは小売業務を営むことができる外資系の企業はなくなっています。

実務上、以前は「カルフル等外資系のスーパーマーケットが煙草専売資格を所有する経営者にカウンターを貸し出すことにより、煙草売り場を確保する」ようなモデルがありました。現在政府部門はそのようなモデルも「変則的な煙草専売品経営」として明確に規定し、厳しく取り締まると同時に監督管理を行なっています。その為、現在外資系の商業企業は自ら煙草を販売できないだけでなく、合法的に所有している経営場所内においても煙草の販売を行うことは許されていません。

『国営貿易煙草類商品輸出入に関する内部管理弁法』第3条では「煙草類商品の輸出入貿易業務は中国煙草輸出入（集団）公司が一括して行う。煙草業界の企業は中国煙草輸出入（集団）公司の輸入した煙草類商品のみを購入することができ、中国煙草輸出入（集団）公司を通してのみ煙草類商品を輸出することができる」と定めています。当該規定によると、外資系の商業企業も煙草の輸出入業務には従事できません。

酒類

外国投資者は独資、中外合弁、中外合作の形態で商業企業を設立し、酒類の卸売業、小売業、輸出入業に従事することができます。ただし、企業設立審査に先立って、「食品流通許可証」を取得しなければなりません。上海や深センなどのように酒類の販売に対し許可証の取得を求めている地区では、別途「酒類専売許可証」もしくは「酒類卸売許可証」も申請しなければなりません。また、会社設立後、商務主管部門で酒類流通届出登録を行わなければなりません（酒類販売許可証の取得が求められていない地区に限ります）。

酒類の卸売り、小売、輸出入の商業企業を設立するには、第1篇『商業企業』をご参照ください。また、具体的な手続きは次のとおりです。

1. 合弁、合作企業の場合、投資者は商務主管部門に契約書、定款等書類を提出し（独資企業の場合は契約書不要）、商務部門は15～20営業日以内に許可の可否を決定します。認可を得た場合、『外商投資企業批准証書』が交付されます。
2. 投資者は県級及びそれ以上の地方工商行政管理部門に「食品流通許可証」を申請しなければなりません。その際に提出しなければならない書類は主に以下のとおりです。
 - 「食品流通許可申請書」。
 - 名称仮登記通知書。
 - 食品経営と適合する経営場所の使用証明。
 - 責任者及び食品安全管理人員の身分証明。
 - 食品経営に適合する経営設備、工具リスト。
 - 食品安全管理制度文書。
 - その他の関連申請書類。

3. 「外商投資企業批准証書」、「食品流通許可証」（一部の地区では「酒類専売許可証」、「酒類批発（卸売）許可証」を求めることがあります）を取得した後、工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）、外国貿易経営者届出（現地の商務主管部門）、税関登記（現地の税関）等の登記手続きを行っていくことになります。

通常、後続の手続きには2～3か月を要します。

商務部2005年11月発布の『酒類流通管理弁法』によると、企業設立後、商務主管部門で酒類流通届出登録を行わなければなりません。登録を行ってはじめて酒類の卸売業、小売業に従事することが可能になります（酒類販売許可証の取得が求められていない地区に限ります）。

1. 酒類経営者は営業許可証を取得した後60日以内に、所属地管理原則に従い登録地の工商行政管理部門の同級商務主管部門で届出登録を行わなければなりません。
2. 酒類経営者の登録手続きは以下のとおりです。
 - 「酒類流通備案登録書」（以下「登録書」という。）を受け取る。登録書は商務部のホームページ（<http://www.mofcom.gov.cn>）でダウンロードするか、または所在地の商務主管部門で受け取ることができます。
 - 登録書に記入する。酒類の経営者は完全、正確に且つ事実どおりに登録書に記入しなければなりません。また、登録書の附属条項をよく読み、法定代表人または業者が署名・捺印しなければなりません。
 - 商務主管部門に登録書類を提出します。
 - 商務主管部門は酒類経営者より上記書類を受け取った日より、5営業日以内に登録手続きを終了し、登録書に捺印します。
3. 商務主管部門に提出する登録書類には次のものが含まれます。
 - 登録書一式2部。
 - 法定代表人または業者の署名・捺印を経た営業許可証の写し、衛生許可証のコピー。

- 商務部門の許可を得て、省級商務主管部門が提出要求を明示しているその他書類。

『酒類流通管理弁法』が実施される前に、一部の地区（例えば上海、深セン）では酒類販売許可証管理制度を実施されていましたが、これについて、『酒類類通管理弁法』では、すでに酒類販売行政許可管理を実施している地域では引続き同許可証管理制度を実施するものとし、この届出登録を行なう必要はなくなっています。

Q：他にになにか注意すべきことがありますか。

A：そのほか、以下の4点に注意する必要があります。

1. 酒類経営者（供給側）は酒類商品の卸売りをするに際し、「酒類流通付随書」に酒類商品の流通情報を詳しく記入することになっています。「付随書」は酒類流通の全過程に付随し、常に商品と共に流通して、酒類商品について出荷から販売まで全過程の流通情報を遡って知ることができるようになっています。
2. 酒類経営者は酒類商品の購入時に、供給者に対しその営業許可証、衛生許可証、製造許可証（製造業者に限定される）、登録書、酒類商品取次販売授權書（製造業者に限定される）等のコピーを提供させるべきです。輸入の酒類商品については、国家出入国検査検疫（国家出入境檢驗檢疫）部門の発給した「輸入食品衛生証書」、「輸入食品ラベル審査証書」のコピーを提供させるべきです。
3. 酒類経営者は酒類経営の仕入および販売の台帳を作成し、3年間保留しなければなりません。
4. 酒類経営者は、定まった場所でラベルを貼り、酒類を販売しなければなりません。酒類の移動販売は禁止されています。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
 窓口：商務部外資司服務貿易処（商業企業の審査）
 市場運営調節司（酒類流通業管理）
 電話：+86-10-65197852；+86-10-65093855

住所：北京市東長安街 2 号

2. 国家煙草專壳局：<http://www.tobacco.gov.cn/>

窓口：專壳監督管理司

電話：+86-10- 63605000

住所：中国北京西城区月壇南街 55 号

参考法規

1. 『外商投資產業指導目錄』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『外商投資商業領域管理弁法』：
http://www.fjaic.gov.cn/zcfg/xzgzjzjgfwj/200909/t20090902_1802.htm
3. 『煙草專壳許可証管理弁法』：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/200702/20070200148121.shtml>
4. 『国営貿易煙草類商品輸出入に関する内部管理弁法』：
http://www.tobacco.gov.cn/html/27/2701/270102/765057_n.html
5. 『中華人民共和国煙草專壳法』：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199106/19910600124811.shtml>
6. 『酒類流通管理弁法』：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/200511/20051100146740.shtml>
7. 『食品流通許可証管理弁法』：
<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/bmgz/200907/20090700145691.shtml>

23. 中古車販売業

Q：中国で中古車販売会社を設立したいのですが、投資面でどのような規制がありますか。

A：

中国の商務部、公安部などの部門により 2005 年に共同で公布された『中古車流通管理弁法』の規定によれば、外国投資者が全国範囲で合弁、共同経営（合作）及び独資の形態で外資系の中古車経営企業を設立することは認められています。また、その場合外国投資者に対しても資格に関する制限は設けられていません。

中国では、中古車の経営モデルは以下のものが含まれます。

- 中古車取次販売：中古車経営企業が中古車を買収、販売する経営活動。
- 中古車仲介：中古車経営機構が手数料をとることを目的として、他者間の中古車取引のために仲介、斡旋または代理などを行う経営活動。
- 中古車競売：中古車経営企業が公開競売の形式で中古車を最高値で落札した者に譲渡する経営活動。

1. 中古車販売取次企業及び中古車仲介機構

外国投資者による中古車販売取次企業及び中古車仲介機構は外資系の商業企業になります。その為、設立条件については第 1 編の「商業企業」を参照してください。

2. 中古車競売企業

中古車競売企業の設立は、『競売管理弁法』の関連規定に従わなければなりません。同弁法によれば、中古車競売企業を設立する場合、以下の条件を満たす必要があります。

- (1) 100 万人民元以上の登録資本金を有すること。
- (2) 自身の名称、組織及び定款があること。
- (3) 固定的な事務施設があること。
- (4) 競売業の従業資格を有する者が 3 人以上であり、その中で競売師が少なくとも 1 人いること。また、主な取扱業務と密接に関係する業界の従業資格を持っている

専任または兼任の者がいること。

(5) 関連法律、行政法規及び同弁法の規定に沿った競売業務規則があること。

(6) 商務主管部門の競売業界発展計画に適合すること。

外資系競売企業の経営期間は通常 30 年を超えないものであり、中西部地域で設立される外資系競売企業の経営期間は通常 40 年を超えません。

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A：

1. 中古車販売取次企業及び中古車仲介機構

外国投資者による中古車販売取次企業及び中古車仲介機構は外資系商業企業に属します。その為、その設立手続き及び提出する主な書類は第 1 編の「商業企業」を参照してください。ただし、商業企業とは以下の 2 点において若干異なります。

- 商務主管部門は、外資系の中古車販売取次企業及び中古車仲介機構の設立申請について審査を行うとき、必要に応じて先に同級工商部門の意見を伺うこととなります。これにより企業設立の審査期間が、ある程度引き伸ばされる可能性があります。
- 外資系中古車販売取次企業及び中古車仲介機構は、営業許可証が交付された日より 2 か月以内に、省級商務主管部門に届出を行わなければなりません。

2. 中古車競売企業

中古車競売企業の設立手続きは以下のとおりになります。

- (1) 投資者は国家商務部に設立申請を提出します。商務部は全ての申請書類を受け取った日より 3 か月以内に認可、不認可の決定を下します。認可された場合、「外商投資企業批准証書」および「競売経営批准証書」が交付されます。審査に当たって、国家商務部は投資者を公聴会に出席させ、投資方法および経営モデルなどの具体的な事項に対し詳細な説明を求めることがあります。
- (2) 商務主管部門の審査を経て認可を得た後、工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地

の統計局)、税務登記(現地の税務局)、財政登記(現地の財政局)、税関登記(現地の税関)等の登記手続きを行っていくこととなります。

通常、このような手続きには2~3か月の時間が必要です。

通常、国家商務部に提出する書類は以下のとおりになります。

- (1) 設立申請書。
- (2) F/S 報告書(上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています)。
- (3) 合弁、合作企業の場合、各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款(独資企業の場合は定款のみになります)。
- (4) 外国側投資者の銀行信用証明。
- (5) 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
- (6) 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明(中国側投資者がいる場合に限りです)。
- (7) 名称仮登記通知書。
- (8) 経営場所証明。
- (9) 会計士事務所の会計監査を経た各投資者の最新の会計監査報告書。
- (10) 会社競売業務規則。
- (11) 任用予定の競売師の資格証書及び従業員の関連資格証明。
- (12) その他審査機関が提出を求める書類。

Q: 他にになにか注意すべきことがありますか。

A: 会社はまた以下の2点に注意する必要があります。

1. 実際に、中国の政府部門が外資系中古車経営企業に対する管理は依然として非常に厳しい状態です。一部の地域の政府は中古車と関係する外資系企業の設立申請に対し不認可とするか、または認可を厳しく制限する姿勢を取っています。
2. 『輸入禁止貨物目録(第二回発布)』によれば、中古車は輸入を禁止されている貨物です。即ち、中古車経営企業は中国国内でしか中古車を購入することができません。
3. 外資系の中古車競売企業は、設立から6か月を過ぎても開業しない、または開業後連続6か月を経ても、正当な理由もなく競売会を開催しない、もしくは営業納税証明がない場合、関連部門により営業許可証を取り上げられ、国家商務部により競売経

営批准証書を没収されることになります。

政府の関連窓口

商務部外国投資管理司：<http://www.mofcom.gov.cn/?2267732303=1519105996>

連絡窓口：商務部外資司

電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875

住所：北京東長安街 2 号

参考法規

1. 『中古車流通管理弁法』：

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200508/20050800336593.html?4160410703=1519105996>

2. 『商務部の外商投資商業企業への審査と届出業務の徹底に関する通知』：

<http://www.fiet.gov.cn/html/20080618730410/20090416/407338.html>

3. 『外商投資商業領域管理弁法』：

http://www.fjaic.gov.cn/zcfg/xzgzjzjgfwj/200909/t20090902_1802.htm

4. 『外商投資産業指導目録』：

www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf

5. 『輸入禁止貨物目録（第二回發布）』：

<http://www.gddoftec.gov.cn/EPIE/admin/channal/UploadFile/200744154440523.pdf>

24. 自動車整備業

Q：中国で自動車整備会社を設立したいと考えていますが、投資に関して何か規制はありますか。

A：2007年の『外商投資産業指導目録』によれば、自動車整備は許可類になります。中国の法律には、外資系自動車整備企業の資本金や出資比率などに対し、特別な制限はありません。

1. 外国投資者は独資、合弁、共同経営（合作）などの形式で企業を設立することが認められています。
2. 外国投資者は100%の持分を持つことが認められています。一般的には、外国投資者の出資比率は25%を超えているようです。
3. 二者以上の投資者がいる場合、資本金は最低3万人民元とされています。単独投資者の場合、資本金は最低10万人民元とされています。通常、審査機関は資本金と経営規模の釣り合いが取れていることを求めるため、資本金が少なすぎる場合、往々にして認可が得られないことが多いようです。

自動車整備企業は道路運送業の1種として、『外商投資道路運輸業管理規定』にも従わなければなりません。

外資系自動車整備企業を設立する場合、工商登記手続きに先立って「自動車修理経営許可証」を取得する必要があります。『自動車修理管理規定』によれば、自動車修理業は、修理する自動車の車種、サービス能力及び経営項目別にそれぞれ許可を下します。

自動車整備業務は整備対象によって自動車整備経営業務、危険物輸送車両整備経営業務、オートバイ整備経営業務及びその他自動車の整備経営業務といった4種類に分かれています。また、自動車整備経営業務は経営項目及びサービス能力によって、1類整備経営業務、2類整備経営業務と3類整備経営業務に分かれています。危険物輸送車両整備経営業務は細かく分かれていません。

1類整備経営業務の認可を得た場合、自動車（危険貨物運輸車両を除く）の完成車修理、組立修理（unit repair）、完成車メンテナンス、小規模修理、レスキュー、専門修理及び修理完了の検査を行うことができます。2類整備経営業務の認可を得た場合、自動車（危険貨物運輸車両を除く）の完成車修理、組立修理、完成車メンテナンス、小規模修理、

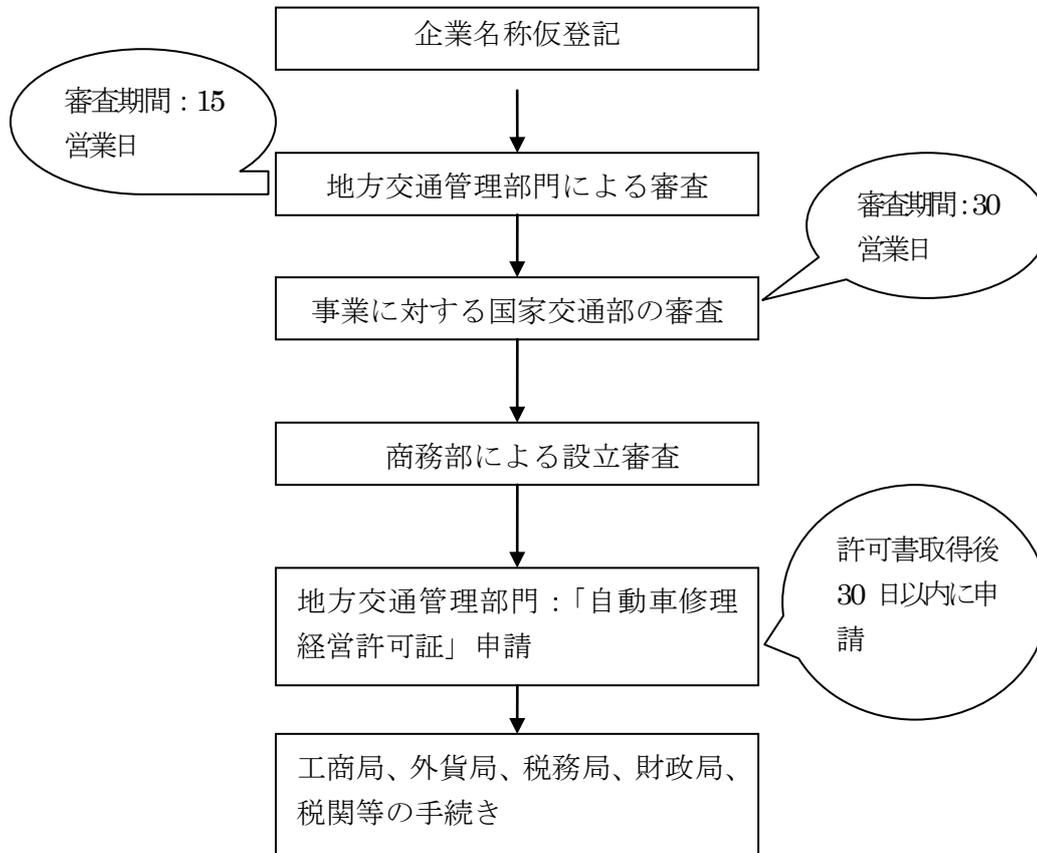
レスキュー及び専門修理業を営むことができます。3類整備経営業務の認可を得た場合、エンジン、車体、電気システム、自動変速機修理及び車体洗浄・メンテナンス、塗装、タイヤの動釣合いと補修、4輪アライメント測定・調整、燃料供給システムと燃料交換、インジェクション・ポンプとインジェクタの修理、クランクシャフト修理、シリンダー修理、ラジエーター、エアコン補修、車両用内装品（積荷用カバー、シートクッション及び車内アクセサリ）の取り付け、自動車ガラス取り付けなどの専門業務を営むことができます。

危険物輸送車両整備の経営許可を得た場合、危険物輸送車両の整備業務のほかに、1類自動車整備経営業務も営むことができます。

企業は取り扱う業務の実情に応じて、それぞれ上述の資格を申請することができます。

Q：具体的な審査手続きはどのようになっていますか。

A：自動車整備企業の設立手順は一般の道路運送企業と若干異なります。具体的には以下のおりになります。



自動車整備企業は道路運送企業に属します。その為、設立申請のときに提出する主な書類は第 5 編「道路貨物運送企業」を参照してください。

投資者は「自動車修理経営許可証」を申請するとき、地方交通主管部門に主に以下の書類を提出します。

1. 申請書
2. 投資者の法律証明文書
3. 外商投資企業批准証書
4. 経営場所、駐車場面積資料、土地使用权及び不動産権利証明のコピーまたは賃貸契約書
5. 技術者一覧表及び職業資格証明
6. 補修測定設備及び測量設備検定合格証明コピー
7. 環境保護証明
8. 整備管理制度
9. 申請業務の関連資料
10. その他審査機関が提出を求める文書

Q：他に何にか注意すべきことがありますか。

A：外資系自動車整備企業は、以下の 3 点に注意する必要があります。

1. 現在、各地の交通管理部門は通常自動車整備資格に対し細かく分類して管理しています。例えば、1 類自動車整備経營業務はそれに適合する車種の完成車修理、組立修理 (unit repair)、完成車メンテナンス、小規模修理、応急補修、専門修理及び補修完成検査を行うことができます。ただし、申請するとき一つ一つの細かい分類 (例えば完成車補修) に対し、審査機関は単独の基準に基づいて評価しています。通常、企業が申請するのは一つの資格における 1 つまたは複数の細かい分類になります (例えば、1 類自動車整備経營業務の中の完成車修理、完成車メンテナンスの申請)。
2. 自動車整備に場所が必要な場合、審査機関はその場所について消防と環境保護の審査を受けることを求める可能性があります。場所が広く、整備に関係する行為が複雑な場合、環境保護部門は企業に対しその場所の「環境への影響評価」を行い、資格のある第三者に「環境への影響評価報告書」を発行させることを求めます。

3. 自動車整備企業は道路運送企業である為、道路運送企業の経営期間と登録時間に関する規定にも従わなければなりません。具体的には第 5 編「道路貨物運送企業」の注意事項を参照してください。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
住所：北京市東長安街 2 号
2. 交通運輸部：<http://www.moc.gov.cn/>
窓口：道路運輸司
電話：+86-10- 65292753
住所：北京市建国門内大街 11 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『外商投資道路運輸業管理規定』：
<http://www.shandongbusiness.gov.cn/index/content/sid/13960.html>
3. 『自動車修理管理規定』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2006/content_303548.htm

25. レンタカー業

Q：中国でレンタカー事業を営む会社を設立したいと思いますが、投資面でどのような規制がありますか。

A：

現在、外資系レンタカー企業に適用される法律規定は『外商投資産業指導目録』及び『外商投資レンタル業管理弁法』です。これら法律の規定によれば、レンタカー事業は許可類に属することになります。外国投資者は中外合弁、中外共同経営及び外国独資の形態によりレンタル事業に従事することができます。

レンタカー事業を営む会社を設立するとき、資本金及び経営期間に対し以下の点に注意しなければなりません。

1. 登録資本金。法律の規定によれば、2人およびそれ以上の投資者がいる場合、資本金は最低3万元以上あることが必要であり、投資者が1人である場合は、資本金は最低10万元以上とされています。但し、実際には、審査機関は資本金が経営規模に見合ったものであることを要求しますから、資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして許可が得られないことがあります。
2. 外資系のレンタル会社の経営期間は、通常30年を超えないものとされます。

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A：

1. 外資系のレンタル会社を設立するとき、投資者は設立企業所在地の省級商務主管部門に書類を提出します。省級商務主管部門は全ての申請書類を受け取った日より15～20営業日以内に認可・不認可の決定を下します。認可された場合、「外商投資企業批准証書」が交付されます。省級商務主管部門は外資系レンタル会社の設立を認可した後、7営業日以内に許可文書を商務部に届け出ることになります。
2. 商務主管部門の認可を経て許可を得た後、工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、

外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）、税関登記（現地の税関）等の登記手続きを行っていくこととなります。

通常、商務主管部門の審査には15～20営業日、後続の手続きには2～3ヶ月の時間が必要です。

投資者は省級商務主管部門に主に以下の書類を提出することになります。

1. 設立申請書。
2. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
3. 合弁、合作企業の場合、各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
4. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
5. 外国側投資者の銀行信用証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りません）。
7. 各投資者の法定代表者の身分証明。
8. 会計士事務所の会計監査を経た各投資者の最新の会計監査報告書。
9. 名称仮登記通知書。
10. 経営場所証明。
11. その他審査機関が提出を求める書類。

Q：他に何にか注意すべきことがありますか。

A：以上は、法律に定められた内容と手続きです。レンタカー企業事業は新興産業です。

その為、レンタカー企業分野には全国的な、詳細な法律規定及び細則が欠けています。

また、各地区のそのような企業に対する条件と管理も大きく異なっています。

例えば、北京ではレンタカー企業に対し『北京市レンタカー管理弁法』を公布し、そのような企業の設立条件（例えば、企業にレンタカーの車両総価格の3%を下回らない運営資金があること、駐車場所の停車位置数がレンタカー台数の30%を下回らないこと、ネットワーク化経営を保障できるコンピューター管理システムがあること、等々）やレ

レンタカーに対する具体的な条件を明確に定めています。北京では、商務主管部門の審査のほかに、レンタカー企業は交通部門の審査も経なければならず、審査手続きはかなり複雑になっています。

ただし、一部の地域では、レンタルする車両の運営許可証さえ申請すれば良く、企業自身の設立は交通部門の事前審査を得る必要はありません。

また、一部の地域（例えば上海）では産業の方針や計画上の原因により、レンタカーのナンバープレートの発行が停止となっており、商務主管部門の外資系のレンタカー企業に対する認可も暫くストップされるようになっています。

政府の関連窓口

商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

連絡窓口：商務部外資司

電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875

住所：北京東長安街 2 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『外商投資レンタル業管理弁法』：
http://www.gov.cn/gongbao/content/2005/content_108223.htm

26. 不動産仲介業

Q：中国で不動産仲介会社を設立したいのですが、投資面でどのような規制がありますか。

A：

不動産仲介とは、不動産情報コンサルティング、不動産価格鑑定、不動産仲介（仲介代理）などの事業の総称を言います。『外商投資産業指導目録』によれば、不動産二級マーケティング取引及び不動産仲介会社は制限類に属します。

不動産仲介は制限類ではありますが、具体的な制限措置や方法について、中国の法律では統一した明確な規定はありません。事実上、中国の不動産仲介企業は氾濫しており、一部の地区の政府主管部門（例えば上海）では不動産仲介企業の会社数を抑制しながら審査しています（つまり、ある地区の不動産仲介企業が多すぎる場合、政府主管部門は新しい不動産仲介企業の設立申請を認可しなくなっています）。

現在外資系不動産仲介企業の設立条件に対しては、建設部の制定した『都市不動産仲介サービス管理規定』により明確化されています。具体的に説明すると以下のとおりになります。

- 投資者が2名及びそれ以上の場合、登録資本金は3万人民元を下回ってはなりません。投資者が1名のみの場合、登録資本金は10万人民元を下回ることできません。ただし、審査部門は通常、登録資本金が経営規模と適合していることを求めます。登録資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可が下りません。
- 不動産コンサルティング業務を営む場合、不動産及び関連専攻の中等以上の学歴、初級以上の専門技術資格所有者が従業員全員の50%以上を占めなければなりません。
- 不動産鑑定業務を営む場合、「不動産鑑定士登録証」を所持している不動産鑑定士が数名いなければなりません。
- 不動産仲介業務を営む場合、「不動産仲介者資格証」を所持している不動産仲介者が数名いなければなりません。

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A：外国投資者の不動産仲介企業設立の手続きは以下のようになります。

1. 投資者は、設立企業所在地の地方商務主管部門に書類を提出します。地方商務主管部門は全ての申請書類を受け取った日より15～20営業日以内に認可・不認可の決定を下します（会社数を抑制しながら審査を行います）。認可された場合、「外商投資企業批准証書」が交付されます。
2. 地方商務主管部門の認可を得た後、工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）、税関登記（現地の税関）等の登記手続きを行っていくことになります。
通常、後続の手続きには2～3か月の時間が必要です。
3. 営業許可証を交付された日より1ヶ月以内に、所在地の不動産行政管理部門で届出を行います。省を跨って不動産鑑定業務に従事する機構は、業務発生地在省級以上の不動産行政管理部門で届出を行います。

投資者は設立審査手続きを申請するとき、商務主管部門に主に以下の書類を提出することになります。

1. 設立申請書。
2. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は求めなくなっています）。
3. 合弁、合作企業の場合、各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款。（独資企業の場合は定款のみになります）。
4. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
5. 外国側投資者の銀行信用証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りません）。
7. 不動産仲介従業員の関連資格証明。
8. 名称仮登記通知書。
9. 経営場所証明書類。
10. その他審査機関が提出を求める書類。

投資者が不動産行政管理部門で届出を行うときに提出する書類は主に以下のとおりになります。

1. 不動産仲介機構届出申請表。
2. 営業許可証。
3. 定款及び主要管理制度。
4. 経営場所証明書類。
5. 法定代表者の身分証明及び任命文書。
6. 不動産仲介従業員の関連資格証明。
7. その他届出機関が提出を求める書類。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
連絡窓口：商務部外資司
電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875
住所：北京東長安街 2 号
2. 国家工商行政管理総局：<http://www.saic.gov.cn/>
連絡窓口：法規司
電話：+86-10- 65292601
住所：北京市西城区三里河東路 8 号
3. 住宅・都市農村（城郷）建設部：<http://www.mohurd.gov.cn/jzsc/>
連絡窓口：建築市場監督管理司
電話：+86-10- 58934114
住所：北京市海淀区三里河路 9 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『都市不動産仲介服務管理規定』：
http://www.cin.gov.cn/zcfg/jsbgz/200611/t20061101_159035.htm

27. 内装工事業

Q：中国で内装会社を設立したいのですが、投資面でどのような規制がありますか。

A：内装・装飾業務は建築業の一つの分類です。外国投資者は先立って中国で外資系建築企業を設立し、内装・装飾専門の請負資格を取得し、その後に内装・装飾業務を営まなければなりません。

2007年の『外商投資産業指導目録』によれば、建築業は許可類に属すると規定されています。外国投資者は独資、合弁および共同経営（合作）の形態で中国国内で建築企業を設立することができます。

中国では建築企業に対し、資格管理制度を設けています。外資系の建築企業はそれぞれの資格によって申請条件、請負可能な工事範囲などにおける権利や制限が異なってきます。現在、内装・装飾専門の請負資格は、最高の1級から2級、3級と分かれています。この3等級の外資系建築企業に対する設立条件及び請負可能な工事範囲などの内容については、以下の表を参照してください。

資格等級	設立審査部門	資格審査部門	設立申請条件		請負可能な工事範囲
			信用条件	人員条件	
1級	商務部	住宅・都市農村（城郷）建設部	①企業が最近の5年間に個別工事価格が1,000万人民元以上または3つ星以上のホテルのロビーの内装・装飾工事施工を3件以上請け負ったことがあり、その施工品質が規格どおりであること。 ②企業の登録資本金が1,000万人民元以上、	①企業のマネジャー（経理）は8年以上の工事管理経験もしくは高級資格（高級職称）を有すること。チーフエンジニア（総エンジニア）は8年以上の建築内装装飾施工の技術管理を行った経験があり、関連専門高級資格を有すること。総会計士（総会計師）は中級以上の会計資格を有すること。 ②企業には資格を持っている工事技術者及び経済管理人員が40人を下回らず、その中で工事技術者が30人を下回らないこと。また、建築学または環	各種建築室内外装飾工事の施工を請け負うことができる（カーテンウォール工事を除く）。

			<p>企業の純資産が1,200万人民元以上であること。</p> <p>③企業の最近3年の最高年間工事決算収入が3,000万人民元以上であること。</p>	<p>境芸術、構造、暖房（HVAC）、排水（ドレイン）、電気などの専門人員がいること。工事技術者の中で、中級以上の資格を持っている人員が10人を下回らないこと。</p> <p>③企業に1級資格を有するプロジェクトマネジャー（項目経理）が5人を下回らないこと。</p>	
2級	省級商務主管部門	省級建設管理部門	<p>①企業が最近の5年間に個別工事価格が500万人民元以上の内装・装飾工事または10以上の個別工事価格が50万人民元以上の内装・装飾工事の施工を2つ以上請け負ったことがあり、その施工品質が規格どおりであること。</p> <p>②企業の登録資本金が500万人民元以上、純資産が600万人民元以上であること。</p> <p>③企業の最近3年の最高年間工事決算収入が1,000万人民元以上であること。</p>	<p>①企業のマネジャー（経理）は5年以上の工事管理経験もしくは中級以上の資格を有すること。技術責任者は5年以上の建築内装装飾施工の技術管理を行った経験があり、関連専門中級以上の資格を有すること。財務責任者は中級以上の会計資格を有すること。</p> <p>②企業には資格を持っている工事技術者及び経済管理人員が25人を下回らず、その中で工事技術者が20人を下回らないこと。また、建築学または環境芸術、構造、暖房（HVAC）、排水（ドレイン）、電気などの専門人員がいること。工事技術者の中で、中級以上の資格を持っている人員が5人を下回らないこと。</p> <p>③企業に2級資格を有するプロジェクトマネジャー（項目経理）が5人を下回らないこと。</p>	<p>個別工事価格が1,200万人民元及びそれ以下の建築室内外装飾工事の施工を請け負うことができる（カーテンウォール工事を除く）。</p>
3級	省級商務主管部門	省級建設管理部門	<p>①企業が最近の3年間に個別工事価格が20万人民元以上の内</p>	<p>①企業のマネジャー（経理）は3年以上の工事管理経験を有すること。技術責任者は5年以上の建築内装装飾施工</p>	<p>個別工事価格が60万人民元及びそれ以下の建</p>

			<p>装・装飾工事の施工を請け負ったことがあり、その施工品質が規格どおりであること。</p> <p>②企業の登録資本金が50万人民元以上、純資産が60万人民元以上であること。</p> <p>③企業の最近3年の最高年間工事決算収入が100万人民元以上であること。</p>	<p>の技術管理を行った経験があり、関連専門中級以上の資格を有すること。財務責任者は初級以上の会計資格を有すること。</p> <p>②企業には資格を持っている工事技術者及び経済管理人員が15人を下回らず、その中で工事技術者が10人を下回らないこと。また、建築学または環境芸術、構造、暖房（HVAC）、排水（ドレイン）、電気などの専門人員がいること。工事技術者の中で、中級以上の資格を持っている人員が2人を下回らないこと。</p> <p>③企業に3級資格を有するプロジェクトマネージャー（項目經理）が2人を下回らないこと。</p>	<p>築室内外装飾工事の施工を請け負うことができる（カーテンウォール工事を除く）。</p>
--	--	--	--	--	---

Q：具体的な審査手続きはどのようなものですか。

A：外国投資者の内装工事企業設立の手続きは以下のようになります。

1. 商務主管部門に書類を提出し、商務主管部門は審査を行うとき、所在地の建設管理部門とともに審査後、認可・不認可の決定を下します（この過程においては、投資者代表が政府部門主催の答弁会に出席し、プロジェクトの内容について詳細に説明する可能性があります）。設立が認可された場合、「外商等資企業批准証書」が発行されます。
2. 商務主管部門の審査を経て許可を得た後、工商登記（現地の工商行政管理局）、組織機構コード登記（現地の品質技術監督局）、印鑑作製（公安局の指定を受けた者）、外貨登記（現地の外貨管理局）、資本金外貨口座開設（外貨取扱銀行）、払い込み証明（会計士事務所）、人民元基本口座開設（銀行）、統計登記（現地の統計局）、税務登記（現地の税務局）、財政登記（現地の財政局）、税関登記（現地の税関）等の登記手続きを行っていくこととなります。

通常、後続の手続きには2～3か月の時間が必要です。

3. 営業許可証を受領した日より、建設管理部門に装飾・内装専門請負資格を申請します。

投資者は設立審査手続きを申請するとき、商務主管部門に主に以下の書類を提出することになります。

1. 設立申請報告書。
2. F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
3. 合弁、合作企業の場合、各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
4. 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
5. 外国側投資者の銀行信用証明。
6. 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りません）。
7. 名称仮登記通知書。
8. 経営場所証明書類。
9. 会計監査を経た投資者の財務諸表。
10. その他審査機関が提出を求める書類。

企業が初めて資格審査を受けるとき、建設管理部門に主に以下の書類を提出しなければなりません。

1. 工事設計施工資格申請表及び電子文書。
2. 営業許可証副本。
3. 企業の資本払い込み証明または会計監査を経た貸借対照表。
4. 定款。
5. 企業法定代表者の身分証明、履歴書及び任命文書。
6. 企業技術責任者及び専門技術者の履歴書、労働契約書、社会保険金納付証明、卒業証書、資格証書または登録証書、資格（職称）証書、主管の下で施工した工事業績証明。
7. 企業の関連施工ハード設備証明。
8. その他審査機関が提出を求める書類。

企業が資格昇級を申請するとき、上述の書類のほかに、主に以下の書類も提出しな

ればなりません。

1. 資格証書正本、副本。
2. 企業の最近3年の会計監査を経た財務諸表。
3. 企業が施工した工事業績証明。

Q：他に何か注意すべきことがありますか。

A：企業はまた、以下の点にも注意する必要があります。

1. 新規設立する外資系の建設業企業の資格等級は、まずは最低等級で査定され（このときは上述資格条件の中の業績に関する条件を満たす必要はありません。）1年の暫定期間が設けられます。
2. 法律では、外資系建設企業の外国投資者が自国でも建築企業であることを明確に求めています。実務上、外国投資者が自国で建設企業でなければ、認可を得ることは非常に難しいです。外国投資者が自国でも建設企業であり、中国で施工を行った業績がある場合、認可を受ける可能性は大幅に高くなります。
3. 外国投資者の独資または合弁による建設企業は、その資格等級で許容される範囲に限って以下の工事を請け負うことが認められます（中外合弁または共同経営（合作）の外資系建設企業はこの制限を受けません）。
 - ▶ 全て外国からの投資、全て外国からの贈与または外国投資と贈与により建設される工事。
 - ▶ 国際金融機構からの資金援助を受け、国際入札を経て引き受けた建設プロジェクト。
 - ▶ 外資が50%またはそれ以上を占める中外共同の建設プロジェクト、ならびに外資は50%以下であるが、技術問題により中国建設企業が独自で実施できず、省級人民政府建設管理部門の認可を得た中外共同建設プロジェクト。
 - ▶ 中国から投資したが、技術問題により中国建設企業が独自で実施できない建設プロジェクトは、省級人民政府建設管理部門の認可を得て、中外建設企業が共同で請け負うことができる。

政府の関連窓口

1. 商務部外国投資管理司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>

連絡窓口：商務部外資司

電話：+86-10-65197852；+86-10-65197875

住所：北京東長安街2号

2. 住宅・都市農村（城郷）建設部：<http://www.mohurd.gov.cn/jzsc/>

連絡窓口：建築市場監督管理司

電話：+86-10- 58934114

住所：北京市海淀区三里河路9号

参考法規

1. 『外商投資建設業企業管理規定』：
http://www.mohurd.gov.cn/zcfg/jsbgz/200611/t20061101_159048.htm
2. 『建設部の外商投資建設業企業管理規定中の資格管理に関する実施弁法』：
http://www.mohurd.gov.cn/zcfg/jsbgz/200611/t20061101_159048.htm
3. 『商務主管部門に協力しての外商投資建設業企業、建設工事設計企業設立管理の徹底に関する通知』：
http://www.mohurd.gov.cn/zcfg/jswj/jzsc/200611/t20061101_158772.htm
4. 『建設業企業資格管理規定』：
http://www.gov.cn/flfg/2007-07/10/content_678695.htm
5. 『建設業企業資格管理規定実施意見』：
http://www.gov.cn/gzdt/2007-11/06/content_797673.htm
6. 『建設業企業資格等級基準』：
<http://www.fjjs.gov.cn/public/zzbz/zizhiguanli/>

28. ゲームセンター

Q：中国でゲームセンターを作ることを考えていますが、投資の際にどのような規制がありますか。

A：ゲームセンターは娯楽施設になります。『外商投資産業指導目録』によれば、娯楽施設の経営は制限類に区分されます。中国の法律では、外国からのゲームセンターに対する投資には以下のような制限と条件が定められています。

1. 出資方式：外国出資者は中国側出資者との合弁、共同経営（合作）などの方式でのみゲームセンターの設立と経営を行うことができ、外国出資者の独資によるゲームセンターの設立は許されていません。
2. 資本金：登録資本金は3万人民元を下回ってはなりません。ただし、實際上審査部門は登録資本金と経営規模が適合しているよう求めます。登録資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可を得られません。
3. その他の条件

- (1) ゲームセンターの使用面積は、国務院文化主管部門の規定する最低基準を下回ることはできません。また、国務院文化主管部門の定めた店舗数及び店舗配置に関する条件に適合していなければなりません。

なお、この基準と条件について、国務院文化主管部門からは統一の規定または文書が公布されたことはありません。実際に、中国各地の政府部門は各自の発展と監督管理の必要に応じて地方性の基準または条件を定めています。また、一部の地区で政府部門は通知の形式でそれらを公布しています（例えば、上海では最低使用面積は800平方メートル、総店舗数は500店舗以内とされており、深センでは最低使用面積が500平方メートルとされています）。しかし、一部の地区の政府部門はそのような通知を公布せず、内部の審査基準とするか、または合理性の原則に基づいて、各申請に対し認定を行っています。

- (2) 文化主管部門がゲームセンター開設を審査する際は、聴取が行われます。
- (3) ゲームセンターには文化部が公布した機種目録(参考法規 4.参照)の範囲内でゲーム機を設置しなければならず、それ以外の物を設置することはできません。更に、賭博機能を持つゲーム機の型式、機種、基板などを備えたゲーム設備を設置したり、

現金または有価証券を賞品にしたり、商品を買戻したりすることは厳しく禁じられています。

- (4) 毎日深夜 2 時から午前 8 時までは、娯楽施設を営業することはできません。
- (5) 以下の場所ではゲームセンターを設立することができません。
 - 住宅用建物、博物館、図書館及び文化財とされている建物内。
 - 住宅区域と学校、病院、官庁の周囲。
 - バス停、駅、空港などの人が密集する場所。
 - 建物の地下一階以下。
 - 危険化学品倉庫と隣接する区域。

Q：ゲームセンターを設立するには、具体的な審査手続きはどうなっていますか。

A：外国企業がゲームセンターに投資する場合は、下記の順序で申請します。

1. 共同経営の中国側が所在地の省級商務主管部門に申請し、主に下記の資料を提出します。
 - (1) 外資系文化娯楽企業設立申請書。
 - (2) F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
 - (3) 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款。
 - (4) 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。
 - (5) 外国側投資者の銀行信用証明。
 - (6) 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明。
 - (7) 各投資者の法定代表者の身分証明。
 - (8) 経営場所証明。
 - (9) 名称仮登記通知書。
 - (10) ゲーム機の機種別の型番、カラー写真、ゲームの方法、ゲーム機機種の供給源に対する書面の説明書類。（一部の地域ではレーザーディスクに記録して提出することを求めています。）
 - (11) その他審査機関が求める書類。
2. 所在地の省級商務主管部門が省級文化主管部門と共に審査を行います。設立が認可された外資系企業には、認可書類が発行されます。
3. 出資者は公安治安、文化、衛生などの行政管理部門で、関連認可を申請、取得します。
4. 出資者は「外商投資企業許可証書」を受領し、引き続き工商、組織機構コード、税務、

外貨などの手続きを行います。

中国の一部の地区では、ゲームセンターを設立するには省級文化主管部門に「文化経営許可証」を申請しなければなりません。そのときに投資者が省級文化主管部門に提出する書類は主に以下のとおりです。

1. 文化経営許可申請表。
2. 各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款。
3. ゲームセンターの投資者、法定代表者、責任者の主体資格及び身分証明。
4. ゲームセンターの投資者、法定代表者、責任者の「法律に禁止されている状況がないこと」に関する声明書（保証書）。
5. ゲームセンターの平面図。
6. 消防主管部門が発行する消防検収文書。
7. 環境行政主管部門または騒音測定部門が発行する、国の規定の環境騒音排出基準を満たしていることの証明文書。
8. 名称仮登記通知書。
9. 経営場所証明。
10. ゲーム機の機種の種類番号、カラー写真、ゲームの方法、ゲーム機種種の供給源に対する書面の説明書類（一部の地域ではレーザーディスクに記録して提出することを求めています）。
11. その他審査機関が求める書類。

Q：他に注意すべきことがありますか。

A：ほかに、以下の点にも注意する必要があります。

1. ゲームセンターの設立は国务院文化主管部門の店舗数及び店舗配置に関する条件を満たさなければなりません。中国の一部の地区（例えば、上海）では、実際は店舗数及び店舗配置の理由でゲームセンターに対する審査認可を止めています。
2. 2009年2月4日に、文化部、公安部、国家交渉行政管理総局は共同で『遊戯娯楽施設管理の更なる強化に関する通知』を公布し、電子遊戯施設に対する審査を徐々に緩めていくとしています。
3. 2009年4月9日に、文化部は『第一次の遊戯遊芸市場への投入を許可する型式機種指導目録』を公布し、2010年4月30日より、各ゲームセンターは文化行政部門が公布し

た目録に定められた型式、機種以外のゲーム機を使用してはなりません。

4. ゲームセンターは法定の祝祭日以外は未成年者向けに営業してはならず、ゲームセンターの目立つところに、麻薬、賭博、売春禁止などの内容の警告標識、未成年者立入禁止の標識を掛けなければなりません。また、公安部門、文化主管部門への通報用電話番号も明記する必要があります。
5. ゲームセンターは従業員に「文明的サービス責任書」を書かせ、従業員名簿を作る必要があります。従業員名簿には、従業員の正しい氏名、住民身分証明書のコピー、外国人就業許可証のコピー等が記載されなければなりません。また、営業日記を設け、営業時間中の従業員の業務責任、勤務時間、勤務場所を記載しなければなりません。営業日記は削除もしくは改ざんしてはならず、検査に備えて 60 日間保存する必要があります。
6. 2010 年 1 月 1 日より、娯楽施設は自ら警備員を採用してはならず、警備サービス会社から任用しなければなりません。
7. 上海では、2010 年 3 月 1 日より、ゲームセンターなどの娯楽施設は、喫煙区を設けることができるようになりました。また、喫煙区のほかの区域または喫煙区を設けていない飲食店では、全面的に禁煙となります。

政府の関連窓口

1. 商務部外資司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
連絡窓口：商務部外資司服務貿易処
電話：+86-10-65197852、+86-10-65197875
住所：北京市東長安街 2 号
2. 文化部：<http://www.ccnt.gov.cn/>
連絡窓口：文化市場司
電話：+86-10-59881880、+86-10-59881461
住所：北京市東城区朝陽門北大街 10 号

参考法規

1. 『外商投資産業指導目録』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『娯楽施設管理条例』：
http://www.gov.cn/zwgk/2006-02/13/content_187029.htm

3. 『遊戯娯楽施設管理の更なる強化に関する通知』
<http://www.hbwh.gov.cn/Article/HTML/4090.shtm>
4. 『第一次の遊戯遊芸市場への投入を許可する型式機種指導目録』:
<http://www.ccm.gov.cn/youxiji/>
5. 『保安服務管理条例』:
http://www.gov.cn/zwgk/2009-10/19/content_1443395.htm
6. 『公共場所衛生管理条例』:
http://www.gov.cn/banshi/2005-08/01/content_19033.htm
7. 『上海市公共場所喫煙抑制条例』:
http://www.wmsh.gov.cn/xinwen/200912/t20091220_79392.htm
8. 『「上海電子遊芸経営場所管理試験点作業方案」の公布に関する通知』
<http://wgj.sh.gov.cn/node2/node741/node748/node816/node1078/node1089/u1a36710.html>

29. スポーツジム

Q：中国でスポーツジムを開きたいのですが、投資に関して何か規制がありますか。

A：『外商投資産業指導目録』によれば、外国投資者が体育館経営、フィットネス、競演、体育訓練及び仲介サービスを営むことは、奨励類になります。外国投資者は独資、中外合弁、中外共同経営（合作）などの形態でスポーツジムを設立することができます。

外資系のスポーツジムの資本金には、次のような条件があります。

投資者が2名及びそれ以上の場合、登録資本金は3万人民元を下回ってはなりません。投資者が1名のみの場合、登録資本金は10万人民元を下回ることはできません。ただし、実務上審査部門は通常、登録資本金が経営規模と適合することを求めます。登録資本金が少なすぎると判断された場合は、往々にして認可が下りません。

Q：具体的な審査手続きはどうなっていますか。

A：外国企業がスポーツジムに投資する場合は、下記の順序で申請します。

1. 投資者は所在地の省級商務主管部門に申請し、認可を得た場合「外商投資企業批准証書」が交付されます。
2. 申請者は地方の規定によって各地の消防、環境保護部門に審査を申請し、各部門から同意回答書（批復）を取得します。ただし、消防、環境保護部門の担当者は経営現場まで出向き、現場審査を行うことがあります。
3. 申請者は衛生部門に公共場所経営許可証を申請します。
4. 工商、外貨、税務、財政などの手続きを行います。

投資者が商務主管部門に提出する書類は主に以下のとおりです。

- 1) 設立申請書。
- 2) F/S 報告書（上海など、一部の地域ではこの書類の提出は免除されています）。
- 3) 合弁、合作企業の場合、各投資者の法定代表者が署名捺印した契約書、定款（独資企業の場合は定款のみになります）。
- 4) 外国側投資者の銀行信用証明。
- 5) 公証、認証を経た外国側投資者の主体資格証明。

- 6) 中国側投資者の主体資格証明及び銀行信用証明（中国側投資者がいる場合に限りです）。
- 7) 名称仮登記通知書。
- 8) 経営場所証明。
- 9) その他審査機関が求める資料。

Q：他にになにか注意すべきことがありますか。

A：

1. 『外商投資産業指導目録』に記載されている「スポーツ仲介サービス」とは、自身の信望、把握している市場情報、特殊専門知識を以て、体育活動またはサービスが成り立つよう促す行為を言います（例えば、サッカー倶楽部を手配して試合をさせるなど）。
実際、中国のスポーツ仲介業界は未だそれほど規範化、透明化されておらず、多くは専門のスポーツ協会など、政府がバックにある組織が展開しており、一般的な投資者が実際にその分野に参入するのは非常に難しいです。
2. 通常、スポーツジムの設立に先立って、衛生、消防、環境保護などの部門の審査を受けなければなりません。現在中国での外資系スポーツジムの設立について、全国範囲の専門的な法律規定はありません。その為、各地でスポーツジムの設立に対する審査条件及び手順には多かれ少なかれ差異があります。
3. スポーツジムに採用されるインストラクターは職業資格を持っている者でなければなりません。中国には未だ統一した資格がありません。その為、通常各地では地方の基準を設けています。例えば、上海でインストラクターになる場合、市体育行政部門により発行される従業資格証書を取得しなければなりません。
4. 2009年10月1日より実施された『国民健康条例（全民健身条例）』によれば、危険性が高いスポーツ項目を営む場合、政府体育主管部門の認可を得る必要があります。危険性が高いスポーツ項目とは、水泳、潜水、漂流、ロッククライミング、バンジージャンプ、射撃、アーチェリー、カートレーシング、ローラースケート、パラグライダー、パワード・パラグライダー、熱気球などを言います。
5. スポーツジムにプールを設置する場合、監視員を置く必要があります。また、監視員は資格を持った者でなければなりません。

政府連絡情報

1. 商務部外資司：<http://wzs.mofcom.gov.cn/>
連絡窓口：商務部外資司服務貿易處
電話：+86-10-65197852、+86-10-65197875
住所：北京市東長安街 2 号
2. 国家体育総局：<http://www.sport.gov.cn>
連絡窓口：政法司
電話：+86-10-87182008
住所：北京市崇文区体育館路 2 号

参考法規

1. 『外商投資產業指導目錄』：
www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2007ling/W020071107537750156652.pdf
2. 『全民健康条例』：
http://www.gov.cn/zwgk/2009-09/06/content_1410533.htm
3. 『中華人民共和国消防法』：
http://www.npc.gov.cn/huiyi/cwh/1105/2008-10/28/content_1455797.htm
4. 『建設工事消防監督管理規定』：
http://www.gov.cn/flfg/2009-05/04/content_1303946.htm
5. 『公共場所衛生管理条例』：
http://www.gov.cn/banshi/2005-08/01/content_19033.htm

中国主要サービス産業に対する投資関連規制等に関する調査

2010年3月改訂版

作成者 ジェトロ（日本貿易振興機構）
貿易投資相談センター
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5171
